

衆議院 農林水産委員会 議 録 第十 五 号

平成三十年五月十六日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 伊東 良孝君

理事 伊藤信太郎君

理事 坂本 哲志君

理事 福山 守君

理事 緑川 貴士君

理事 井野 俊郎君

泉田 裕彦君

上杉謙太郎君

加藤 寛治君

神田 憲次君

岸 信夫君

齋藤 洋明君

野中 厚君

藤丸 敏君

古川 康君

細田 健一君

宮路 拓馬君

石川 香織君

神谷 裕君

後藤 祐一君

江田 康幸君

金子 恵美君

森 夏枝君

小島 敏文君

鈴木 憲和君

佐々木隆博君

佐藤 英道君

池田 道孝君

稲田 朋美君

加藤 鮎子君

金子 俊平君

木村 次郎君

小寺 裕雄君

西田 昭二君

藤井比早之君

藤原 崇君

古田 圭一君

三浦 靖君

山本 拓君

大河原雅子君

亀井亜紀子君

関 健一郎君

大串 博志君

田村 貴昭君

寺田 学君

齋藤 健君

磯崎 陽輔君

武藤 容治君

長坂 康正君

野中 厚君

光吉 一君

三田 紀之君

政府参考人
(内閣府規制改革推進室次長) 窪田 修君

政府参考人
(外務省大臣官房審議官) 飯島 俊郎君

政府参考人
(農林水産省大臣官房総括審議官) 天羽 隆君

政府参考人
(農林水産省大臣官房総括審議官) 横山 紳君

政府参考人
(農林水産省消費・安全局長) 池田 一樹君

政府参考人
(農林水産省食料産業局長) 井上 宏司君

政府参考人
(農林水産省生産局長) 枝元 真徹君

政府参考人
(農林水産省経営局長) 大澤 誠君

政府参考人
(農林水産省農村振興局長) 荒川 隆君

政府参考人
(農林水産省政策統括官) 柄澤 彰君

政府参考人
(農林水産技術会議事務局長) 別所 智博君

政府参考人
(林野庁長官) 沖 修司君

政府参考人
(水産庁長官) 長谷 成人君

政府参考人
(資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長) 高料 淳君

農林水産委員会専門員
室井 純子君

委員の異動
五月十六日
藤井比早之君 補欠選任
齋藤 洋明君 藤丸 敏君
森 夏枝君 古田 圭一君

藤原 崇君 井野 俊郎君
宮路 拓馬君 加藤 鮎子君

同日
井野 俊郎君 藤原 崇君
加藤 鮎子君 宮路 拓馬君
藤丸 敏君 三浦 靖君
古田 圭一君 藤井比早之君

同日
三浦 靖君 齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

同日
齋藤 洋明君

御了承願います。

○伊東委員長 次に、農林水産関係の基本施策に関する件について調査を進めます。
この際、お諮りいたします。
本件調査のため、本日、政府参考人として農林水産省大臣官房総括審議官天羽隆君、大臣官房総括審議官横山紳君、消費・安全局長池田一樹君、食料産業局長井上宏司君、生産局長枝元真徹君、経営局長大澤誠君、農村振興局長荒川隆君、政策統括官柄澤彰君、農林水産技術会議事務局長別所智博君、林野庁長官沖修司君、水産庁長官長谷成人君、内閣官房内閣審議官光吉一君、内閣審議官三田紀之君、内閣府規制改革推進室次長窪田修君、外務省大臣官房審議官飯島俊郎君及び資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部長高料淳君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○伊東委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。神谷裕君。

○神谷(裕)委員 おはようございます。立憲民主党の神谷裕でございます。

本日も、こういった質問の機会を頂戴しましたことを、まずもって御礼を申し上げます。

まず、冒頭なのでございますが、これは質疑通告をしていないんですけれども、ちよつとけさ新聞を見てびっくりいたしましたものですから、新聞を見て、東北農政局、情報漏えいという話が出ておりました。この件について、大臣、ちよつと事実関係を含めて御説明をいただけたらと思います。

いかがでしょうか。

○齋藤國務大臣 けさ報道されている案件につきましては、昨年四月以降、公正取引委員会が調査を行っている案件でありますので、調査継続中でありますので具体的なコメントは差し控えたいと思っておりますが、いずれにしても、農水省として、これまでと同様に公正取引委員会の調査に積極的な協力をしてまいりたいと考えております。ただ、仮に、報道されているような内容が事実であるとすれば、極めて遺憾でありまして、厳正に対処します。

○神谷(裕)委員 大臣、ありがとうございます。何か震災復興に絡んでいるのかどうかというのもあるのかなと思っております、仮にこれがために震災復興に影響があつてはいけなと思っておりますので、その点だけはどうか御配慮をいただけたらと思っております。

○神谷(裕)委員 大臣、ありがとうございます。先般、TPPについて、実は外務委員会でも質問をさせていただきまして、

今、御案内のとおり、TPP、大変に大きな問題として内閣あるいは外務委員会でも論議をされているというふうな承知をしているところでございますけれども、当然、農業分野、農林水産分野というのTPPでは一番影響を受けるんじゃないかというふうなことを言われている分野でございますから、当委員会でもしっかり議論をする必要があるんじゃないかと私自身思っているところでございまして、そういった意味では、先ほど連合審査をお決めいただいた、これは本当にありがたいことだなというふうに思っているところでございます。

そこで、まず、TPPについて、先般外務委員会でもさせていただいた質問、ちょっとその事実関係だけ再度確認をしたいと思ひまして、きょうは外務省からお越しをいただいていると思ひます。

まず、先般の議論で確認をさせていただいたんですが、TPP11、このTPP11ではアメリカは

新規加盟国の扱いになるんだ、TPPワイドとは違つて新規加盟国の扱いになるよということだと思ひますけれども、この点、間違ひないか、まず御確認をさせていただきたいと思ひます。

○光吉政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘のとおり、アメリカはTPP11協定におきましては新規加入国の扱いとなります。

○神谷(裕)委員 そして、ほかに新しくTPPに加盟をしたいという国があるそうでございます。タイであるとか、あるいはイギリスであるとか、そういうような国があるというふうな聞いておりますけれども、そういった、新しくこのTPP11に加盟をしたい、本当に希望する国があらわれた場合に、新たに、その新しく希望する国はこれまでの既存の十一カ国に対してそれぞれ交渉、協議をする、そして各国と合意を得るという必要があるということになると思ひますけれども、それで間違ひございませんでしょうか。

○光吉政府参考人 お答えいたします。TPP11協定への新規加入国・地域の扱いでございますけれども、協定の第五条の「加入」のところに規定をされております。そこにおきまして、TPP11協定の締約国と新規加入国・地域との間で合意する条件に従つて加入することができるといふふうなされているところでございます。

○神谷(裕)委員 今ほどお話になりましたとおり、五条で、それぞれ各国と協議をしなければいけない、そして合意を得る必要があるんだということでございます。そうだとすると、当然、協議をして合意を得るということになりますから、その協議の結果というのはいろいろなケースが出てくるんじゃないかなと思ひます。

例えば、申しわけありませんが、国力の弱い国がTPPに入りたいと希望されたします。そうだとすれば、恐らくは丸のみをされる、あるいは、それに加えて何か代償を払わなければいけない、そういうこともあるかもしれません。あるいは、非常にセンシティブな内容もあるよ、一番最

初の、宗教的な禁忌の問題なんかで一部留保をかけた国があつたというふうな聞いておりますけれども、例えばそういった個別の事情もはかられるかもしれない。

問題なのはアメリカでございまして、例えばアメリカの場合は、これからまた再度十一カ国、我が国とも協議を行うわけであると思ひます。

各国と合意したとすると、既存の協定に加えて、あるいは留保をかけて加盟することができると。この点、事実として間違ひないですよ。

○光吉政府参考人 お答えいたします。

新規加入協定でございますけれども、これは新規加入の候補国・地域がTPPのハイスターダードを受け入れる用意があるということがもちろん前提になるわけでございますけれども、最終的にいかなる条件で加入することとなるかにつきましては、各候補国・地域とのそれぞれの協議の結果、個別具体的に決まっていくこととなると思ひます。

○神谷(裕)委員 今ほど聞いたとおりでございます。とすると、やはりアメリカと、特にアメリカは我が国が希望して入つていただきたいということ

でございますから、アメリカと我が国、どうしても協議をしなければいけない。そして、復帰を図る、復帰というのか、あるいは新規加入ということになるんだけれども、結局、我が国は、我が国が希望するようにTPP11にアメリカに入つていただく、新規加入をしていただくということになりますと、我が国とアメリカとの間できつちり協議を行わなければいけない。この事実は間違ひないですよ。

○光吉政府参考人 お答え申し上げます。

今ほど申し上げましたが、TPP11協定への新規の扱いにつきましては、第五条に規定されているとおり、TPP11の協定の締約国と新規加入国・地域との間で合意する条件に従つて加入することとなります。

加入できないこととなつてゐるため、新規加入のための協議を行う必要がございます。

○神谷(裕)委員 だとすると、今後、アメリカとTPPに対しての協議を我が国は行つたわけなんですけれども、この協議、率直に思ひます、FFR、これはその協議に当たらないでしょうか。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

先般の日米首脳会談におきまして、茂木大臣とライトハイザー通商代表との間で、自由で公正かつ相互的な貿易取引のための協議、委員御指摘のFFR協議を開始することで合意いたしました。

この協議は、公正なルールに基づく自由で開かれたインド太平洋地域の経済発展を実現するため、日米双方の利益となるよう、日米間の貿易や投資を更に拡大させていくとの目的で行われるものでございます。その具体的なあり方につきましては、今後、日米間で調整していくこととなっております。

本件協議につきましては、日米FTA交渉と位置づけられるものでもありませんし、予備協議でもございません。

○神谷(裕)委員 これまで事実関係を確認しましたとおり、TPPワイド、TPP11があります。ただ、TPP11、我が国としてこれから進めていくと考えている、かつ、そこにはアメリカを戻していきたいという我が国の思いがあります。

そういうときに、もし、TPP11にアメリカに再度加入をしていただくというか、新規に入つていただく、あえて新規に入つていただくということになるわけでございますけれども、そうだとすると、しっかりと協議をする必要が再度出てくるんだ、そして十一カ国で話をするんだ。そして、その中でいろいろ決まってくると思ひますけれども、場合によつて、その成果によつてはここが有り得るんだ、ひよつとすると今の協定内容の上前をはねるような内容を結ばなければいけないんじゃないか、あるいは、もつと少なくて済むかもしれない。

ただ、アメリカを相手にするときに果たしてど

ういうことになるのか、非常に心配なんですけれども、現実として協議をしなければいけないという事は確認できたと思います。

そうだとすると、やはりアメリカが何を言っているかというのは非常に気になるわけでございます。思い出しただきたいのは、アメリカの大統領の発言にございます、よりよい内容というのであれば米国もTPP、考えるという話でございました。

では、このよりよい内容というのは、これは農林水産委員会でございますから、やはりここで気になるのは、このよりよい内容の中に農業分野が入っているのかどうか、あるいは、市場アクセス、こういった部分が入っているのかどうか、これが想定されるのかどうか、これを聞かせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

日本政府といたしまして、トランプ大統領の発言の意味するところを説明する立場にはございませんが、米国のTPP離脱表明以降、さまざまな機会に米国に対してTPPへの復帰を働きかけてきたところでございます。この結果、トランプ大統領自身が、委員御指摘になられたとおり、このような発言をするように至っております。

一方で、TPPは、これまでも国会で御説明をしてまいりましたとおり、参加国のさまざまな利害関係を綿密に調整してつくり上げた、ハイスタンダードでバランスのとれた、ガラス細工のような協定でございます。一部のみを取り出して再交渉する、変えるということは極めて困難であると考えております。

○神谷(裕)委員 いつもそういうふうにお答えをいただくとすけれども、まず、アメリカの大統領の発言の内容についてコメントする立場にはない、確かにそのとおりだと思います。しかし、交渉しなきゃいけない、協議をしなきゃいけない、これは間違いのない事実でございます、それは確認できていることでございます。

とするならば、当然、攻防というか、攻めもある

れば守りもある、その中で、相手が何を関心として持っているのか、それを想定する、これは協議を行う上で最低限必要なことだと思います。

そういった分析の中に、例えば、一番関心がある分野に農業分野があるんじゃないか、それは想定され得るんじゃないですか。その辺は、もう一度確認します、どうでしょうか。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

米側の関心、我が方の関心。我が方の関心につきましては、日米両国にとってTPPが最善であるという立場でございます。これは米側にも伝えているところでございます。一方、米側は、二国間のデールについて重視をしてくております。

こういった状況の中で、先ほど委員御指摘になりましたFFR協議を使つてどういった議論が行われていくか、これを今後調整していくことになるかと考えております。

○神谷(裕)委員 これまでのアメリカの態度を見ていけば、恐らく農業分野に関心があるんじゃないかというのは当然想定できることでございます。あるいは先ごろあつた鉄鋼、アルミなんか、その中の話、文脈の中の一つかもしれない。

しかし、ここは農林水産委員会でございますし、やはり先ほどお話ししたように、TPP11、先ほど復帰という話をされましたけれども、あくまで新規加盟国、そしてその新規加盟国と今後交渉していかなくちゃいけない。そして、その中には、ひょっとすると、このよりよい内容という中には農業分野が入っているんじゃないか。どうしてもやはり懸念があるわけでございます。

とするならば、この際、米国との協議について、特にこの環太平洋パートナーシップ協定という文脈の中で語られるとするならば、当委員会でも平成二十五年四月に「環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件」という形で、重要五品目、しっかりと政府に守ってくださいという決議をさせていただいておりますけれども、環太平

洋パートナーシップ協定という文脈で語られるこの協議についても、この決議、当然尊重されるべきであると思ひますけれども、いかがでございますでしょうか。

○齋藤国務大臣 これからFFRがどういう議題で議論が始まるかというのは、正直、今農林水産省は、調整中ということで承知をしております。それから、トランプ大統領のよりよい内容という点については、何を考えているかというの、申しわけないですけれども、ちょっとわかりません。

ただ、いずれにしても、このFFRがこれから進んでいくことになるわけでありすけれども、そこでは、私どもの理解では、日米FTAと位置づけられるものではなく、その予備協議でもない。それから、これから議題は決まっていくということでありすが、いずれにいたしまして、この場においても、私どもは、重要五品目を含めて、相当身構えて、我が国の農林水産業の維持発展を旨として、きちんと対応していきたいというふうに考えています。

○神谷(裕)委員 大臣、FFRが日米の今後協議をするステージになるかもしません。ただ、先ほどの話の中では、あくまでこの経済連携協定の文脈の中で語られるかどうかというのは、いまいちはつきりしていませんね。

ですので、FFRがその場になる可能性もあるでしょう。ただ、現実には我が国は米国に対して、TPPに復帰をしてください、そういうことをいわざるを得ないという状況でございます。結果としてTPP11ができていくわけですから、ここに米国を戻す、戻すというか入っていただく、これは新しく入っていただく。で、協議が必要になるわけです。

そうする場合、当然、TPPに対して米国に再度入っていただく交渉になるわけですから、これがFFRかどうかは別にして、もしもTPPに對しての協定という文脈の中で今後協議をされるのであれば、この決議というのが守られて当然だと

文脈の中では思えるわけなんですけれども、再度確認します。

FFRと切り切つていいのかわからないんです。あくまで、この協議、入つていただくための協議、入つていただくというか、米国が新規に。その協議においては間違いなく、それがFFRかもしれない、この決議が遵守される、これは当然守るんだ、その精神でいくんだというふう

に言つていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○齋藤国務大臣 今、委員おっしゃられたように、FFRでこの議論が行われるのかわかりませんし、私どもとしては、アメリカがTPPに戻ってくるということを主張しながら、あらゆる場面でもアメリカと話し合つていくことになるんだらうと思ひますけれども、いずれにしても、仮にアメリカが戻ってくるということになつて、協議が行われる、手続上そういうふうになつた場合においても、私どもとしては、TPPは本場にさまざまな複雑な利害をようやくと調整してつくり上げたものでありますので、どの国にとつても、我が国だけじゃなくどどの国にとつても、一部のみを取り出して変えるということは極めて難しいものであらうと思つております。

その上で、更に加えて言えば、TPPの国会決議というものは当然重いものでありますので、それをちゃんと踏まえてその場合も対応していくという事は言うまでもないことだと思います。

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。

ここは農林水産委員会です。やはり大臣に、自民党さんの公約でもあつたわけですし、この重要五品目だけは絶対に守るんだということだけは、これは明確に言つていただかなきゃいけない委員会でございます。

ましてや、先ほど申し上げたように、これはあくまで環太平洋連携協定という文脈の中で協議が行われるんだということ、しかも、FTAなのか、さまざまな見立てもあるんですけれども、まずは協議を行わなきゃいけない、これはもう確実

です。

それが復帰なのかあるいは新規加盟なのか、見立てはあるでしょう。ただ、どうしてもやらなきゃいけない中で、だとするならば、当然にして、この五品目を守っていたらだんだん、最低限それはやっていただかなきゃいけないんだといううなこと、どうしてもやはり考えていただかなきゃいけないだろう。

FFRも、恐らくは、我が国の立場としては、いわばT P Pに米国に入っていたら、戻っていただくための交渉という位置づけで取り組んでいられるかと思ひます。ただ、アメリカサイドから見れば、当然、二国間でやるわけですし、F T Aの方にもしも結びつけられるんだしたら、もしもというか、結びつけない。

いわば同床異夢の関係に今の場合まだあるんじゃないかなと思ひわけでございます。その交渉の流れによつては、復帰という選択肢もあり得るでしょう、あるいは、交渉の流れによつては事実上の二国間のF T Aという文脈もあり得るかも知れません、協議ですから。そういったときに、やはりこの重要五品目、どうしても、たとえF T Aに切りかわるとしても、これは守っていただいたいと思ひます。

もつと言つと、先ほど大臣もおっしゃっていただきましたが、ガラス細工のような、というよりは、我が国としてはもうこれ以上やはり農業分野はどうしても出血できないところまで来ている、私はそう思ひます。だとするならば、やはりしっかりと守るということをぜひこは言つていただかなきゃいけませんし、特に、農業分野についてはここがもうデッドラインなんだ、ここは国内ではしっかりと反対の意思があるんだということをこの委員会では少なくとも確認をしておきたいんです。

そういった意味で、あえて、大臣、農林水産分野の責任者でございます、政府の責任者でございます、重要五品目について、守るんだという決意をお示しいただきたいと思ひます。いかがでございますか。

いますか。

○齋藤国務大臣 まず、二国間で行われるFFRがそういう日米の二国間のF T Aにつながるようなものになるとは私も認識しておりませんので、それを前提に行われた場合にはどうするかという答弁をする、何か前向きに受けとめられても困りますので、だから、そこについては、私もはそういう認識はないということは明言をさせていただきますが、いずれにしても、国会決議の重要性というものはもう十二分にわかつておりますので、先ほど申し上げたように、それを踏まえて対処をしていくことは言うまでもないこととであります。

○神谷裕委員 ありがとうございます。少し安心をしたところでございます。

ただ、今いろいろと外交政策を見ていまして、では、T P P IIを立ち上げたというのはよかつたのかなと思ひます。T P P IIを立ち上げたの形、I Iを立ち上げなければ、そこに単純な復帰を促す、戻つてくださという交渉だけで済んだんじゃないかな。かえつて、T P P IIを立ち上げてしまったがために、新規加盟国として協議を行わななきゃいけなくなつた。そして、その協議の内容も、入ってくるためにはさまたないわば交渉をしなければいけなくなつた。

だとすると、T P P IIを立ち上げてしまつて、実際に署名をして、今批准をしようとしている、これは意外とよくないんじゃないか。むしろT P P W I Dのままの方がよかつたんじゃないか、そして復帰の交渉を待っていた方がよかつたんじゃないか、そんなことも実は考えたりするわけでございます。

先般もこの委員会でお話ございました。アメリカにとつて、十一月、政治の季節、中間選挙がございます。そして、今は一番当たりがきつくなつてくる時期でございます。そういった前に、むしろ審議を急ぐというか、批准をして、批准というか、同意を与えてしまふ、あるいは決めてしまふ、我が国の態度を決めてしまふ、これがいいの

う、我が国の態度を決めてしまふ、これがいいの、悪いのか。むしろ、T P P IIを、意図的にというか、漂流させてしまつて、T P P W I Dの方に戻りだけの交渉をする、そういったことが考えられるんじゃないか、戦略的に考えたならばそちらの方がいいんじゃないか。

私自身は、T P Pに對しては実は間違いなく反対の立場でございますが、この国の利益、戦略を考えたときに、そちらの方がベターなような気がするんですけれども、いかがでございますでしょうか。

○光吉政府参考人 お答え申し上げます。

御案内のとおり、昨年一月にトランプ大統領がT P Pからの離脱を正式に表明し、それ以降、保護主義への懸念が高まる中で、十一カ国で議論いたしまして、アメリカ抜きでもT P Pを早期に署名、発効させよう、その重要性について一致したところでございます。その上で、この三月に署名に至りました。

このT P P IIにつきましては、二十一世紀型の自由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋地域につくり上げ、人口五億人、G D P十兆ドルなど、巨大な一つの経済圏をつくり出していくもので、関税削減だけではなく、投資先で技術移転などの不当な要求が行われないなどのルールが共有されることになるので、我が国の企業にとつても、中小企業、中堅企業にとつても多くのビジネスチャンスが広がるものと考えております。

この意味で、自由で公正な共通ルールであるという貿易体制こそが成長の源泉になるということ、今回のI Iにつきまして、日本がリードする意味というのは非常に大きいというふうに考えております。

○神谷裕委員 実は、T P P W I DとT P P IIは決定的に私違ふなと思ひますのは、I Iの方は、アメリカも協議に入つて、少なくとも合意をしていふという事実。I Iの方は、協定そのものの内容はW I Dをばくつてやつたものなかもしれませ

なければ、アメリカは協議に入つておりません。この違いは割と大きいかなと私は思ひます。

ですので、I Iに関しては、新たに米国と協議をしないといけないわけですね。W I Dは、言つても、アメリカは中に入つて協議をし、合意をしているわけですね。この違いはやはり大きいんじゃないか。

そしてまた、復帰なのか新規加盟なのかの交渉をしないといけないわけですから、中身にもつとこれ以上出血を強いられる可能性があるようなI Iでの交渉よりも、むしろこれはやめてしまつて、I Iのまま復帰を促した方が私は得策だと思ひますけれども、光吉審議官、いかがでしょうか、もう一回御答弁いただけますか。

○光吉政府参考人 さまざまなアプローチが考えられようと思ひますけれども、今回のI Iの考え方として、ある意味、T P PのI Iの内容以上に譲歩はしないというふうな姿勢を示す意味でも、十一カ国で内容を固めて早期に発効していくということに意義があるんじゃないかというふうに考えております。

○神谷裕委員 譲歩しない、もちろんそんなんですけれども、残念ながら、信用できるのかな。要は、米大統領、戻るためにはよりよい内容とおっしゃっているのも事実なんです。そして、また協議をしないといけない。国力の違いもあるかもしれない。何より、我が国にこれ以上の攻め手が余りないんです、今の協定に戻れと言っただけであつて。

そうすると、なかなか交渉は難しいです、むしろ、やはりI Iをやめてしまつた方がいいんじゃないかな、政府が求める形にしていこうと思ひんだつたら、I Iというのは間違つたんじゃないかなと思ひたりもするわけなんですけれども、ここまでの議論を聞いて、済みません、大臣、どうでしょうか、率直に感想を含めて教えていただければ。

○齋藤国務大臣 委員の御質問は、I Iというもの

を進めるのではなくて、むしろそのままにしてアメリカの復帰を促した方がベターだったんじゃないかという御指摘だと思えますけれども、今回政府がとった、11をきっちり固めるという方針については、私自身は十二分に納得しております。それはいい対応だと私自身は確信をしてるんですけれども、それを話す立場に今農林大臣としてはありませんので控えていただきますが、私自身は納得し、確信をしているということは申し上げたいと思います。

○神谷(裕)委員 ありがとうございます。

ただ、やはり私は間違えたんじゃないかなと思っております。できれば、このTPP11、この国会で通さないで、むしろ、少なくとも十一月過ぎるまではそのままにしておいた方がいいんじゃないかなというのを御提言申し上げさせていただきます。本日、質問を終了させていただきます。

ありがとうございます。

○伊東委員長 次に、石川香織君。

○石川(香)委員 おはようございます。立憲民主党の石川香織でございます。

私も、きょう質問させていただきます。よろしく願います。

まず、きのうの農林水産委員会で青山委員からお話がありましたけれども、茨城県つくば市の農林水産省管轄の独立行政法人森林総合研究所などの視察に私も行ってまいりましたので、少し御質問させていただきます。

予算が五十億円ほどだったものが、三分の一度、十五億円ほどになってしまったというお話もきのうありましたけれども、排水処理も含めて、非常に老朽化が進んでいるといったことであります。

私は、農研機構ですとかJIRCASの皆様とも意見交換をさせていただきましたので、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。

いろいろな研究分野の方からお話を聞きまして、畜産研究の方がお話をしていた中では、非常に老朽化が進んでいるというお話の中の一例で、

牛ががゆくて体を柵に押しつけながらもたれかかったりするので柵が非常に傷んでいるんですけれども、それをしっかりと修繕する予算がない、応急処置で何とか対応しているという状態が続いているというお話をされておりました。

また、食品安全の分野の研究者の方は、今でも古い装置を使って論文を書いているということとで、古い装置を使って論文を書くとなかなか相手にされないんだというようなお話もされておりました。

あと、感染症などの家畜の研究をされている方は、感染した牛などを飼う施設が老朽化しているというお話がありましたけれども、解剖した家畜を焼却する施設も以前動かなくなつたことがあるそうで、家畜を応急処置的に一カ所にまとめて対応していたそうなんですけれども、においも含めて非常に耐えられない、非常に大変な思いをされたといったお話をされておりました。

皆さん口をそろえて、施設ですとか装置の更新の時期がとくに来ているのにもかかわらず、予算が足りないの何とかなるべきだといったお話をされておりました。厳しい財政状況というのは理解しておられると思えますけれども、予算を配分する中で、人間の安心、安全な生活に直結しているという部分で、この部分をもっと意識、認識してほしいという切実なお話を伺いました。

その中で、輝かしい研究の成果だけに目を向けるのではなくて、こういった現場の悲鳴を聞いてほしい、ぜひ大臣や副大臣、政務官にも足を運んでいただいてこういう部分を受けとめてほしいという強い要望がありましたけれども、この現場の声についてどう受けとめていらっしゃるか、お伺いしたいと思います。

○沖政府参考人 お答えいたします。

石川委員におかれましては、森林研究・整備機構森林総合研究所に行っていたというふうな承知しております。同研究所の施設整備に当たりましては、森林研究・整備機構における業務

遂行上の必要性和か、それから施設の老朽化などの状況を踏まえまして、施設整備費補助金として必要な予算を現在確保しているところでございます。

これまでも、例えば、三十年以上経過して老朽化が著しく、研究活動に支障を及ぼしかねない空調設備、こうしたものについての改修は平成二十五年に実施いたしましたほか、優良苗木の育種につきましても、先端技術の遺伝子解析技術を用いました研究を行うための施設の整備を二十九年に実施したところでございます。こうした研究開発の円滑な実施におきまして必要な改修、整備を進めてきたところでございます。

今後とも、当省が所管いたします森林研究・整備機構が、森林・林業、木材産業に關します試験研究を通じた技術の向上など、その設置目的に即して十分なパフォーマンスを発揮しまして、研究の推進に支障が出ることのないように、引き続き必要な予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

よろしく願います。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

三十年から四十年前に建てられた施設が一斉に老朽化しているということでありました。私も、世界のつくばの今のこの現状を見て、少しショックを受けましたし、やはりこのままではいけないのではないかと。

今、十分なパフォーマンスということもありましたけれども、しっかりとよい環境で研究をしていただくためにも、今、沖長官に御答弁いただきましたけれども、大臣もぜひ一度、お忙しいとは思いますが、現場に足を運んでいただきたいと思っております。

では、続いての御質問に移りたいと思っておりますが、TPPについてお伺いしたいと思います。

私は、TPPによる影響という部分についてお伺いしたいと思います。

私たち国民が知りたいのは、TPPで大幅な市場開放に踏み切ったときに、生活ですとか収入が

どうなるのかという具体的なイメージをしつかり示すようにするのが大切だと思っておりますし、それが政府の役割だと思っております。

TPP12協定の際に提示をされた資料では、黒塗り部分がほとんどでありまして、契約上、秘密保持という点があったということでありますけれども、情報公開という意味ではとても十分なものではなかったと思います。

政府はTPP協定についての試算を行っておりますけれども、この政府が行った試算は、国内対策によつて生産量は維持されるという前提で試算をされたものでありまして、それは本当に影響について正しく試算をしていると言えるのかどうかというところの疑問が浮かんできています。

TPPの影響が大きいと予想されます農業分野でどれぐらい生産量や所得が減るのか、また、国内農業の影響をしっかりと計算して示しているかという点について、国内対策をやっているから影響はないんだというのは、やはり農業者の方だけではなくて国民の皆さんに対して誠意を持って説明する姿勢にはなかなか見えないうのではないかとこのように感じます。

そこで、改めてお伺いしたいと思います。TPPの日本農業における影響、また、そういった影響に対する対策について、御説明をいただきたいと思います。

○齋藤国務大臣 農林水産業への影響と対策について、改めてということで、いい機会ですので、ちょっとしっかりと話しさせていただきます。

まず、TPPにつきましては、特に農林水産分野について、重要五品目を中心にまずは関税撤廃の例外などをしっかりと確保しているということ、まずは前提として理解をしていただきたいというふうに思います。

例えば、お米につきましては、国家貿易や枠外税率といった現行制度を維持しておりますし、牛肉については、関税撤廃を回避して、十六年かけて関税が九%になるという長期の関税削減期間を

平成三十年五月十六日

確保している。それから、豚肉につきましては、差額関税制度及び分岐点価格という我が国豚肉生産にとって重要な仕組みを確保した上で、国産豚肉が高い競争力を持ちます高価格部位に適用される従価税、今四・三%という比較的低い水準ですが、これを十年かけて撤廃するとか、それから、国産豚肉に価格競争力が弱い低価格部位に適用される従量税については、関税削減にとどめて、しかも十年という長期の関税削減期間を設け、しかもセーフガード措置を講じるということにしている。

これは一例でありますけれども、こういう、まずは国境措置をしっかり確保している。それから、もう一つは、それでも農林漁業者の皆さん、不安、ございます。

そこで、安心して再生産に取り組めるよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき万全の対策を講ずるということにしております。例えば、今、例で挙げましたので、米について言えば、豪州向けの新たな関税割当て枠を確かに設けることになりましたけれども、それに基づいて入ってくるお米につきましては、輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れるということ、国内の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断する。それから、牛肉、豚肉については、省力化機械の導入ですとか規模拡大のための畜舎整備などの体質強化を講ずる、それと同時に、経営安定対策の充実ということで、例えば牛・豚・マルキンの補填率を八割から九割に引き上げる。

そういう対策もあわせて講ずるということをしていくということで、このような個別品目ごとの国内対策の効果も踏まえて、それでは影響はというところで影響試算を行った結果、関税削減等の影響で価格の低下は避けられませんが、これによる影響は、約九百億円から千五百億円の生産額の減少が見込まれるだろう。

ただ、今申し上げた体質強化対策に万全を期しますので、それによって生産コストの低減も図られるだろうし、品質向上も図られるだろうし、そ

れから経営安定対策もありますので、そういった国内対策によりまして、引き続き生産や農家の所得は確保されて、国内生産量の方は維持される、そういうふうに見込んでいますところでありまして。農林水産省としては、引き続き、こういった新たな国際環境のもとでも農林水産業が成長産業となり、農林漁業者の所得向上が実現できるように、政府一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

○石川(香)委員 御丁寧に答弁いただきました、ありがとうございます。

不安に対して万全の対策を図っていくということとで御説明いただきました。体質強化、それから所得向上、経営対策ということでありましたけれども、今、畜産のお話もありましたので、そこでもう少しお伺いをしたいと思っております。

畜産の部門で、北海道の話でありますけれども、北海道で生産する牛肉の八割を占めております雄のホルスタインの子牛の価格が高騰しているということがあります。生後十日前後の初生牛の価格は、五年前の三倍にはね上がっているという状況になっております。北海道におきましては、ことし一月から三月のホルスタイン種の初生牛の価格、十三万六千円であったということでありまして、五年前は四万五千円であったということ、三倍になっているということ、三です。

この価格の高騰は、子牛の供給源であります酪農家が、高く売れる和牛ですとか交雑種を人工授精などで母牛に産ませるケースがふえたということとですか、あと、乳牛も雌を選んで産ませるといふことで、雄の子牛の数が減少してしまつたといふのが要因だと考えられています。

そこで、アメリカを除く十一カ国によりましてTPP11が年内に発効されまると、やはりオーストラリア産牛肉などの関税が下がって、競争はますます激化するということが予想されます。子牛の高騰が続くと牛肉の生産量も落ち、そして価格競争で外国産に負けてしまふのではないかと、そういう懸念がありますけれども、この現状についても御答弁いただきたいと思ひます。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘ございましたとおり、近年、子牛価格、過去にないほど高騰してございます。そういう中で、当然ながら、肉用牛の肥育経営に影響がある、悪化が懸念されるということでございますので、これまでも、繁殖雌牛の増頭に向けまして、和牛の受精卵の活用ですとか優良な繁殖雌牛の導入支援など、各般の対策を行つてまいりました。

今御指摘ございました和牛受精卵につきましては、性別別精液も含めまして、乳牛の農家が経営の一環として黒毛をつけるというようなことがございまして、ホルスタインとして産まれるものが、生理上は、ホルスタインとして産まれるものが、生理上は、ホルスタインとして産まれるもので、そこを性別別精液によつてホルの雌をふやしていくということで、まづ乳牛の親の確保をしていくというのが一つでございます。

あとは、和牛受精卵を活用することによつて、特に価格の高騰を引つ張つております和牛の子牛価格を下げていくという観点から、和牛受精卵の活用をする、また、優良な繁殖雌の導入をするといふような対策をずつと打つてまいりました。

この結果、二十八年に、黒毛で申し上げますと、繁殖雌牛が六年ぶりに増加に転じました。平成二十九年も、前年から八千頭増の五十九万七千頭といふふうに増加傾向が継続し、回復の傾向にございます。黒毛に関しては、足元では子牛価格は低下基調になってございますが、乳用種につきましては、御指摘のとおり、まだ下がり基調にはなつていないといふふうに認識をしております。

そういうことも含めて、この基調を確固たるものとするように、これまでの支援に加えまして、平成三十年度からは、繁殖雌牛の強化に資する繁殖肥育一貫経営の育成ですとか、あと、キャトルステーション等を核といたしました小規模経営等の繁殖雌牛が地域内で継続、継承される地域内一貫経営体制の確立、こういう支援措置も三十年度から講じているところでございます。

これらの施策を総合的に展開いたしまして、肉用牛の繁殖基盤の強化を図つてまいりたい、そういうふうにご意見を申し上げます。

○石川(香)委員 ありがとうございます。

子牛の高騰ということについては、今答弁いただきましたように対策がとられているということでありました。

国産の畜産ですとか農産物は、やはり品質、それから安心、安全という面では絶対に負けないものがあると思つておりますけれども、価格競争という点では非常に皆さん心配されているところでありまして、そういった懸念もしっかりと受けとめて、これから日本の農業、畜産を守るようにしっかりと取り組んでいただきたいと思つておりますし、私たちも引き続き求めていきたいと思つております。

次に、質問させていただきます。

今、十勝の大豆が足りないという問題があります。この十勝産の大豆の在庫減少が非常に続いております。今、お菓子メーカーですとか製あん会社が増産を呼びかけているという状況があります。

なぜこんなことになつてしまつたかといふと、需給調整で作付面積を減らした二〇一六年に、その年に十勝で台風が発生しまして直撃をいたしましたので、生産量が前の年から半減して、在庫過多の状況だったのが全く逆の状況で、逆に足りなくなつてしまつたといふことであります。

今、今後の原料の確保に非常に不安を抱えているメーカーの声を受けて、ホクレンがチャシをつくつて、主に十勝管内の生産者に作付面積をふや

してくださいという呼びかけをしております。

北海道産の小豆でありますけれども、二〇一二年から一五年は非常に豊作でありまして、在庫がふえました。ここで需給調整が行われました。北海道内の作付面積は一割を減らすという目標を立てておりましたけれども、この需給調整によって二六％も減ってしまいました。一万六千二百ヘクタールになったということです。この年に台風が直撃をいたしました。生産量は前年よりも五五％減らして二万七千トンに落ち込んでしまったということです。翌二〇一七年には生産量は思った以上に伸びず、作付面積は一万七千九百ヘクタールということで、生産量は四万八千トンであつたということでありました。

この状況を受けまして、値段も高騰しております。一七年産の小豆の価格は六十キロ当たり二万五千円でありました。これは前年の一六年産よりも二千六百円高くなつたということでありました。

小豆の今後の消費の維持、そして生産者の所得の安定を継続させるためには、平成三十年産において最低でも全道で四千ヘクタールふやすことが求められているとのチラシには書かれております。

十勝産の小豆は北海道産の七割を占めて、国内全体の六割以上の生産量を誇っております。十勝ブランドにこだわってわざわざ産地指定で買付けするメーカーも非常に多いということでありまして、例えば、三重県の赤福でありましたり、虎屋、それから井村屋、山崎製パンなども十勝のブランドにこだわっているということで、こういった日本を代表するメーカーの皆さん方が、チラシで作付面積をとかくふやしてほしいと呼びかけております。

確かに、小豆の生産量をふやすためには作付面積をふやすということがあります。ただ、輪作の中で小豆ばかり急にふやすというのはやはり簡単ではないという現状がありますけれども、このことについて御答弁をお願いしたいと思ひ

ます。

〇柄澤政府参考人 お答えいたします。

今御指摘ございましたとおり、国産の小豆につきましては、特に北海道畑作農業の輪作体系を支える極めて重要な作物の一つでございます。また、その品質の高さから、実需者からも高い評価を得ているというふうに認識しております。

こうした中で、今委員から御指摘がございましたとおりでございます。十勝地方の小豆につきましては、平成二十四年から二十七年にかけて豊作が続きましたので、在庫が積み上がりまして、在庫調整として小豆から大豆への作付転換が進められ、小豆の作付面積が減つてきたわけでございます。そのときに、平成二十八年に台風が来まして収穫量が大幅に落ち込んだ関係で、過剰在庫がなくなり、不足になつてきたということでございます。そのことを踏まえまして、現在、ホクレンが中心となりまして、産地に対して作付面積の回復を働きかけている状況だということに承知をしております。

十勝地方の輪作体系、御案内のとおり、今、パレイシヨ、麦類、てん菜、豆類と四輪作で回されているわけでございますが、そういった中で、全体の体系の中で豆類だけを作付拡大するというのは適当でないということでございますので、豆類の中で大豆から小豆にまた回復をしていくということがポイントになるのかというふうに考えてございます。

こういったことを踏まえまして、農水省といったしましては、小豆の収量、品質を始めとする生産性の向上を通じた作付意欲の増大に向けて、畑作構造転換事業、これは二十九年度補正で措置しておりますけれども、この事業によりまして収量や品質の安定化に向けた圃場排水性の改善等と、あるいは産地パワーアップ事業による収穫機等の導入や乾燥調製施設等の整備支援などを進めているところでございます。

今後とも、国産小豆の安定的な供給に向けまして、必要な措置を講じてまいる所存でございます。

ます。

〇石川(香)委員 ありがとうございます。このことについては、やはり自然災害とそれから需給調整のタイミングが悪くなつてしまひましてこういう状況になつてしまつたということでありまして、輪作の中でさまざまな調整が必要だということでありまして、時間をかけながらにはなるかもしませんが、小豆の生産量が一定、安定するように、やはり皆が知恵を出し合つてこれから取り組んでいくということが大切ではないかと思つておりますので、引き続きよろしくお願ひをしたいと思います。

それでは、最後の質問になると思いますが、鳥獣被害について少し触れさせていただきます。前回の委員会でも少し質問をさせていただきましたけれども、二〇一六年度の北海道における野生鳥獣における農林水産業の被害総額は四十六億七千五百万円ということでありました。非常に大きな被害額でありますけれども、実は、五年連続で減少をしております。その理由として、ハンターが、非常に若者がふえているという話を前回させていただきました。女性のハンターがふえているという喜ばしいような現象もあるというお話をさせていただきます。

この若手ハンターがふえている要因でありますけれども、ジビエでありましたり、アウトドアブームというのがやはり大切なことではないかというふうに考えているんですけれども、十勝の豊頃町にありますエレンジ社というところでは、エゾシカを自分で狩猟いたしまして、自家牧場で放牧豚を飼育して、その肉の解体、そして加工、販売まで一貫して行つているということでありまして、

ただ、非常に注目されているジビエでありますけれども、食肉加工されている鹿の割合は伸びているんですけれども、捕獲された野生鳥獣のほとんどが、残念ながら埋設や焼却によつて捨てられて

ているということで、食肉にされるのは一割程度であると思ひます。

時間がないので申しわけありませんが、有効活用するための課題について御答弁いただきたいと思ひます。

〇荒川政府参考人 お答え申し上げます。

有害鳥獣のジビエ利用につきましては御質問でございます。

まず、先生から被害状況についてお話ございましたけれども、北海道におきましては五年連続、全国ベースでは四年連続して、トータルとしては被害額が減つてきているというよい傾向にあるというところでございます。

一方で、その捕獲された頭数に占めますジビエとしての利用率でございますけれども、全国平均では七％程度にとどまつておりまして、北海道のエゾシカにおかれましては、一九％程度というまだまだ低い状況でございます。

ジビエの活用が進まない要因、幾つか考えられるわけでございますけれども、捕獲 搬送段階では、やはり野生鳥獣を捕獲するというところで、畜産業のように一定の品質の素材を安定、定量で供給できるというものは違うというように、それから、処理、加工、流通段階では、食肉としての安全性に対する一般的な懸念ですとか、それから、規格、表示方法が統一されていないといったようなデメリットがあるのかなと思つております。

それから、販売段階では、何としても、やはり消費者の皆様がジビエに対する認知度が低いのではないかとというような原因が挙げられておまして、こういった原因に対応して、それぞれ適切な対策を打つていくことが必要ではないかと考えておるところでございます。

〇石川(香)委員 ありがとうございます。

処理も含めて非常に大切だということでありまして、また今度の機会に質問させていただきますと思つております。

○伊東委員長 次に、緑川貴士君。

○緑川委員 皆様、お疲れさまでございます。国民民主党、無所属クラブの緑川貴士と申します。

一般の質疑に入る前に、けさ報道のありました東北農政局の現役職員による情報流出問題、これについて少し質問をさせていただきます。

職員が、報道によれば、落札の決め手となる情報はOBに伝えていないというようにお話をしているということですが、そもそも、伝えているということ自体が私は問題であると思ひますし、やはり公務に携わる職員としては、断じてあつてはならないというふうに思ひます。

過去に落札した業者の技術評価に関する情報までOBに流しているということで、落札の決め手にはならないというふうに譲つたとしても、これは大変重要な情報であることは間違いないわけで、落札するという方向にやはり誘導しているような職員の情報流出があるのではないかとこのうに思ひます。

大臣からは冒頭でお話いただきましたけれども、改めて、農水省の今後の対応についてお伺ひします。

○齋藤國務大臣 けさの報道につきましては、昨年四月以降、公正取引委員会において調査が行われている案件でありまして、現在も調査中であり、事実関係が確定されてから具体的なコメントはすべきだと思ひますので、コメントは現時点では差し控えていただきたいと思います。

いずれにしても、農林省としては、これまでと同様に公正取引委員会の調査に積極的に協力をしてまいりたいと思ひますが、仮に、報道されておられますような内容が事実であれば、極めて遺憾でありますので、厳正に対処いたします。

○緑川委員 これまでも、報道の後を追う形で政府の対応がある。やはり、そうすると、国民の政治や行政に対する、これまでただでさえ数え切れないほどの問題が今湧き起つていの中で、またこうした、後で、インシアチブをとれないままに対応されるということになると、余計に国民の信

頼が揺らぐことになりかねません。どうか、調査の結果がわかり次第、速やかに省として御公表されることを強く望みます。

続きまして、野生動物のこの冬の果樹被害について質問をさせていただきます。

この冬は、春先にかけてネズミが果樹の樹木の皮を食い荒らす被害が、特に東北地方の日本海側、これは秋田県、山形県で多発しております。というのは、これは雪が背景にありまして、東北地方では平年の二倍以上の積雪があつたという地点が多くありました。ことしではありながら、三十年豪雪と呼ばれる大雪になつておりました。雪や寒さをしのぐために、ネズミが雪の下に巣をつくり、雪に埋もれた樹木の幹や枝を食ふことができるようになる。その樹木の皮などを食べる被害がことしは目立つております。

皮が特にやわらかく若い樹木が狙われていて、中には幹が一回り、一周分食ふられてしまうようなものが出てきているということで、これはもうそれ以上成長できないわけですね、養分が届かないわけですから。枯れていくのを待つしかない果樹の木も見つかつており、農家のことしの収入の減少が大変心配されております。

樹木が折れたりハウスが倒壊したりというような、本来の雪による直接の被害ではない、これは雪害の二次被害とも言えるんですけれども、雪害の直接の被害額には計算されない。ネズミやウサギによる被害は、目に余り見えないわけですね。いわば、これは隠れた雪害なわけですね。

ほかの野生鳥獣のように、被害の発生がすぐに確認できるようなものとはまた違って、ネズミの食害というのは、果樹園の雪が解け始めてからようやく足を踏み込める、そこでようやく確認できるわけですね、生産者の方々が。真冬の期間に被害の発生になかなか気づけない、これも事態を拡大させている、深刻にさせております。

近年の豪雪と言われた年には、過去も、平成二十四年の十二月から二十五年の一月、二月、これは東北豪雪と呼ばれております。やはりこの東北

地方で大雪だつたわけですね。その前には、平成十七年の十二月から翌年の一月、二月の豪雪、これは年号をとつて一八豪雪と呼ばれております。西暦でいえば〇六豪雪とも言われておりますけれども、これが発生して、資料①をごらんいただければ、これはまた関係性もわかりやすいかなと思ふんですけれども、野生動物の種類別の農作物被害のデータです。

黄色でマークしているネズミの欄、下を見ますと、平成十七年度に二・〇、平成二十四年度、二〇一二年度ですね、これは二・七というふうに表示されております。単位が千トンですから、それぞれ二千トン、二千七百トンの農作物の被害ということになります。過去の大雪の年を見ましても、被害もやはり大雪の年には発生しやすいということが言えるかと思ひます。

小動物といつても、ごらんのように、被害の量として少なくとも数字であるというふうに言えますが、ネズミの農作物被害について御所見を伺ひたいと思ひます。

○荒川政府参考人 まず初めに、私の方からデータのな面についてお答えをさせていただきますと存じます。

農林省は、毎年度、野生鳥獣による農作物の被害状況調査を実施いたしております。二十九年度のデータにつきましては現在精査、取りまとめ中でございますので、現在、直近のデータは十八年度ということになってございます。

先生からお示しいただきましたこの十一年度以来の数字、二十八年度まででございます。これは数量ベースでお示しをいたしておりますが、私ども、金額ベースでも把握をいたしております。金額ベースで把握をいたしましたベースで申し上げますと、平成十一年度から二十三年までの間は、大体毎年一億円から二億円程度で推移をいたしております。二十四年度はちよつと後ほど述べますが、二十五年以降は一億円以下というふうなことで、平成ベースという大体そのぐらいの被害額なのかなと認識しておりますが、二十四

度は七億円弱ということで、非常に高い数字になつております。

これは、先生が御指摘をされました、この年の東北、特に青森での豪雪というようなこととの関係もあるかもしれませんが、青森を中心に、非常に高い金額がここの計上されているということでございます。

○緑川委員 年によつては、数倍どころか、先ほど七億円と、金額が乱高下する、そういうネズミの被害であります。

隣のウサギを見ても、これはやはりコンスタントに被害が数字としてあらわれているわけで、この冬は特に、高く積もつた雪を利用して、枝に足が伸びるわけですね、ウサギの。そうすると、枝についている花芽を食ふてしまう、そういう被害もふえているということです。

小動物のウサギ、ネズミ、こうした被害の面積、被害額、これは鹿やイノシシ、よく鳥獣被害と言われているような、毎年顕著に起こるような被害とは言えないかもしれませんが、それだけに対策がとれないんです。五、六年に一度という、そして周期的に起こるかも知れない、あるいはこの対策がやはりとりづらい面があります。

雪が多い日本海側では特に被害が出ています。現状では、豪雪の年になれば、やはり先ほどお示しのような被害の額、そして被害の量が拡大するおそれが今後も続いていくわけですが、政府としてどのような御対応をお考えでしょうか。

○枝元政府参考人 お答え申し上げます。

果樹のネズミによる被害でございますけれども、今先生からもございましたとおり、一般的には、積雪時にネズミが比較的樹皮がやわらかい若木、また苗木を中心に幹や枝を食害することにより生じます。積雪量とネズミの被害の量との関係について公式に明確になつていっているわけではございませんけれども、積雪量が多いときには樹体の上部までネズミが到達できるので、より多くの被害が生じ得るというふうに考えてございます。

農林省としては、まず、積雪時のネズ

ミ被害の防止を生産者に呼びかけるために、農業技術の基本指針におきまして、樹幹へのプロテクター等の巻付け、忌避剤の塗布や散布、殺鼠剤の投与といった対策を明示してございます。また、昨年の冬、雪が多かったわけでもございますけれども、まず昨年十一月、本年の一月、二月、この三回、都道府県を通じて関係機関に対してこれらの対策の徹底を通知し、呼びかけているところでございます。

また、こういう対策を徹底したにもかかわらず、残念ながら樹体の枯死などの重大な被害も起こり得るわけでもございます。そういう場合には、現場の要請も踏まえながら、果樹の改植事業の活用を検討していく、そういうことになるかと思えます。

○緑川委員 さまざまな対策をとって、現場の命とも言える果樹をやはり守っていかねばなりません。抜本的な対策をとることがやはり難しい、根本策というよりはそれに対する対症療法的な対応ということになるかと思いますが、そのシーズンの積雪の量を踏まえながら、こうした被害を最小限に食い止めるということも求められております。

例えば、対策のうち一つとして、繁殖力の旺盛なネズミ、ウサギの生態については、実は明らかになっていないところもあるというふう聞いております。そうした生態について研究を進めることによって、研究環境を整えることによって、被害の対策に結びつけることも重要だというふうに私は考えるんですけれども、このあたりはいかがでしょうか。

○別所政府参考人 お答え申し上げます。

農林水産省におきましては、野生鳥獣による農業被害対策に関しまして、現在、野生鳥獣の行動特性などを踏まえまして、ICTなどを活用いたしました効果的な捕獲技術の開発などに取り組んでいるところでございます。

御指摘のネズミによる農業被害の問題への対応でございますけれども、まずは、先ほど生産局長

からの答弁にございましたとおり、樹幹の被覆による防護、あるいは忌避剤、殺鼠剤の使用などの対策を適切に講ずることが肝要かと考えておるところでございます。

その上でございませうけれども、研究機関等から、生態あるいは行動特性を踏まえた新たな効果的な技術開発等の研究提案がございませうれば、その実施について私どもとしても検討してまいりたいというふうに考えているところでございませう。

○緑川委員 一回食い荒らされれば、この木は、いろいろな技術を使わなければやはり再生するとは難しいですね。

秋田県では、りんごの学校といつて、接ぎ木の技術を応用して、たとえ重要な器官が食われたとしても、別の形で、接ぎ木をすることで養分をまた行き届かせることができるような、こういう対応も今、技術指導を通して考えております。

毎年の雪害に対応した農作物の管理の御苦労があるにもかかわらず、それに加えて食害という、生産者の冬の御心労がやはりなかなか絶えないシーズンであります。食害の被害を乗り越えて、こしも豊かに実らせようと奮起する農家の皆様のこの思いにどうか応えていただきたいので、大臣からも御所感を伺いたいと思えます。

○齋藤国務大臣 秋田県とか山形県などの東北地方の日本海側地域は、リンゴ、ブドウ、サクランボなど我が国の主要な果樹の重要な産地であると承知しておりますが、同時に、このような産地においては積雪があるということで、特に積雪時にネズミによる被害が生じているわけですが、これが高じて、営農意欲の減退ですとか、それから耕作放棄等に結びつく、そういう可能性もあるものですから、私どもとしては、ネズミによる被害の予防、ウサギもありませうけれども、予防を徹底していくことが重要だと考えています。

このため、農林省では、先ほど説明しましたけれども、積雪時のネズミ被害の防止対策、これはさまざまありますが、まずこれを徹底するという

ことを呼びかけるとともに、地域でネズミ被害の防止に取り組むような場合につきましては、地域の関係者で構成される協議会に対しまして、鳥獣被害防止総合対策交付金によりまして、わななどの購入の支援を可能としているところであります。

いずれにしても、御指摘のように繁殖力が非常に強いということでもありますので、先ほど答弁もありましたけれども、研究の余地もあるんだらうなと思っておりますので、引き続き、果樹産地におけるネズミ被害の防止に向けて、現場で地道な努力を行っている生産者の方々の努力を無にしないように支援をしてまいりたいと考えております。

○緑川委員 御丁寧なお答えをありがとうございます。

広大な果樹園、その広い地域で繁殖力旺盛な小動物に対する対応、大変これは心労が絶えない、そして、わなをかけるにも、もう途方もない努力なわけですね。どうか、一筋縄ではない難しい取組ではありますが、御配慮のほどお願い申し上げます。

続いて、木質バイオマス発電についてお尋ねいたします。

この木質バイオマスに関連して、まずは、この前、森林経営管理法が衆議院では通過されました。しかし、現場の声というものは、また根強い不安のお声というものが上がっております。森林管理の経営、権利が委ねられる市町村には林業の専門人材が少ない、伐採を進める印象が大変強い法案だが、森づくりはしっかりと図られるのだろうか、目先の利益だけを求めて、伐採業者による乱伐で山が丸裸になってしまわないかというような声があります。

森林所有者、素材生産者、自治体関係者、それぞれの立場からこうした声が上がっているわけですから、林業の再生と木材関連産業の振興、そして、造林も含めた長期的な視点に立った森づくり、適正な森林整備についての意気込み、改め

て、大臣からお聞かせいただければと思います。

○齋藤国務大臣 緑川委員には、きょうも緑のネクタイをしてきていただいて、いつもありがとうございます。

我が国の森林は、現状において、適切な森林整備がなされているとは十分に言いがたいところがあります。そして、それは林業の発展のみならず公益的機能の維持にも支障が生ずる、そういう状況でありますので、先般お世話になりました森林経営管理法についてお願いをしたところであります。同時に、これは大きな改革でありますので、今委員御指摘のように、現場での不安あるいは自治体の皆さんの不安というのは当然あるうかと思っております。

我々としては、この法案をきつちりと生きたものとするように、現場といふ連携を進めていくことに尽きるというわけでありませうけれども、まずは、しっかりと、この法案に基づいて、森林所有者がみずから経営管理できない、そういう森林をきちんと特定して、そして、経済ベースに乗るものは林業経営者に集積、集約化する、それから、経済ベースに乗らない森林については市町村が公共の管理していただく、そういうきちんとした方向性を共有した上で、さまざま課題が出てくると思えますけれども、それについては走りながら解決をしていくということに尽きるのではないかと

思っておりますので、引き続き、現場の皆さんあるいは市町村の皆さん、都道府県の皆さんと連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。

○緑川委員 やはり、現場の声を置き去りにしない林業、森林行政、お願いを申し上げたいというふうに思っています。

また、木材の供給面での増大が今後この森林経営管理法の施行によって見込まれるということになるかと思いますが、これまで外材に押されていた国産材が、今も供給量をふやして続けているわけですね。平成十五年以降は木材自給率が上がっております。おとし、平成二十八年の木材自給率に

ついては、三四・八%と、十五年前に比べれば倍近くになっているという計算になります。

資料②をごらんいただきたいと思いますが、自給率を更に今後高めていこうという中で、これまでは山間部に捨てられてきた間伐材、いわゆる未利用木材というふうには呼ばれます、これでつくられた木材チップや木質ペレット、未利用木質バイオマスというふうには呼ばれますが、これらを燃料材として、平成二十六年には、二、これは単位でいいますと二百万立方メートルが利用されました、実績です。二十八年度は、これは書いていませんが、四百万立方メートルを超える利用量になっております。

これは、目標としては、書いてあるように、平成三十二年には六百万立方メートル、平成三十七年には八百万立方メートルと、利用量を着々とふやしていくことを国として目指しておりますが、この木材チップや木質ペレット、未利用木質バイオマス、この位置づけですね、燃料材としての有用性、課題についてのお考えをお聞かせください。

○沖政府参考人 お答えいたします。

未利用木質バイオマス発電につきましては、地域に存在する森林資源を有効活用するものでございまして、本格的な利用期を迎えている国産材の大きな需要先になるだけでなく、木材の販売益が継続的に地域に還元されますことから、雇用創出等により地域の活性化にも貢献できるといった有用性があると考えてございます。

他方で、これまで放置されてきました未利用間伐材等のエネルギー利用を進めるに当たりましては、路網整備、それから木質チップ製造施設の整備などによりまして、安定的、効率的に木質バイオマスを供給する体制を構築することが重要な課題と考えてございます。

○緑川委員 さらなる活用が見込まれている未利用の間伐材を通じて未利用木質バイオマスの可能性、これは大きく私を期待をしたいというふうには思いますが、実際の燃料材の収集方法など、これ

は課題を残しております。

未利用材として、特に木の根元の部分、タンコ口と呼ばれますが、それから枝、こういった低質材、これは直材よりも搬出コストがかかります。チップ化していくために、発電所では余り使われにくいということです。破碎チップにならざるけれども、高い発電効率を求めるならば高品質のチップが求められるというふうにも聞いております。

間伐材やこうした山に残された材、これを搬出するには路網が整備される必要があると、沖長官からもお話をいただきました。建材、合板材と一緒にできない、やはり一緒に搬出しないと割に合わないわけですね、コストが合わない。そして、燃料材は安いので、そのために労働力をふやすこともできない。いろいろな問題があります。

この安定調達という部分についての御所見、伺いたいと思います。

○沖政府参考人 今、緑川委員からお尋ねがあった、森林・林業に関する安定調達についてお答えをしたいと思っております。

委員御指摘のように、森林において伐採されますと、木材として、用材として使われる部分、それから、御指摘のありましたような、タンコ口のように残っていくもの、こうしたものをどのように効率的に集めていくかということが最大の課題となること、先ほど御紹介したとおりでございます。特に、切捨て間伐で林地に残された材、それから枝葉、タンコ口、こうしたものを集めるに当たりまして、やはり路網の整備といったところがどうしても重要でございます。

それとあわせて、そうしたものを集めていく機械設備といえますか、トラックにつける装置とか、そうしたものを技術開発していくことも重要でございます。現在、そうした新たな取組における技術開発も進められているところでござい

ます。いずれにしても、未利用材を集めるに当た

りましては、そうした施設、それから機械設備、そうしたものを今後ともしっかりと対応していきたいというふうに考えてございます。

○緑川委員 今後の森林経営管理法とあわせて、やはりこの中で、これまでの森林・林業行政の培ってきた政策をもフル動員して、路網の整備を始めとして、基盤となる部分の整備は不可欠だと思っております。

その上で、各地のさまざまな取組をどうか御支援いただきたいと思います。参考として、木材の町である私の秋田県北秋田市では、小型の木質バイオマス発電設備を開発した会社があります。ボルタージャパンという会社ですが、地理的な優位性が、やはり木材の町ということでありまして、輸送しやすく、コンベヤーで詰まりを起こしにくい切削チップですね、木質チップよりも更に小さい、細かく砕いたチップを使って、長さが六十三ミリ以下、そして水分量が一五%というふうに乾燥させたチップを活用してガス化発電を行っております。

この木質バイオマスのガス化発電では、従来、タールが発生することで機械が停止してしまうという課題がありました。ボルタージャパンでは、良質なガスを抽出しながら、タールの発生、ストップの問題を回避するというプロセスを独自に開発することで、年間で三百二十五日という連続運転ができる。高い燃焼効率を可能にしております。

地域の木材資源を活用した発電と、そしてその際に生じる熱、この熱も有効に利用していくために、観光客やドライバーの途中休憩所である道の駅とか、足湯が昨年設置されております。この熱を住民あるいは観光客にも還元しようと、まちづくりにつなげているという取組があります。

この道の駅の、何となく非常に駐車場の小さなスペースに設置できるぐらいに非常に小型なんです。この発電設備が、電力消費のピーク時の対応、そして災害時の非常電源としても将来性が高まっております。

こうした未利用間伐材を活用した木質バイオマス発電の取組、地元で今後ますます注目されているところなんです。ここでも、A3資料、二枚目の③に今度は目を通していただきたいと思

います。

この木質バイオマス発電の中で燃料となる種類は、これは資料では四つに分けられております。青色の部分、これは未利用木質ですが、二千キロワットを超える比較的大きな発電設備が利用しているものです。オレンジ色の部分は、同じく未利用木質ですが、ボルタージャパンが開発しているような二千キロワット未満の小型の発電設備が利用しているものです。そしてこのグレーの部分、一番多いですが、一般木質又は農作物の収穫の際に生じる残りを使ったもの。最後の四つ目、黄色の部分は建築廃材です。

この四つなんです。木質バイオマス発電所でFIT認定を受けた件数について見ますと、これは数字はありませんけれども、この件数が伸びているんですね。内訳を見ればグレーの部分が出てきています。伸びていることがわかんないと思いますが、これは一般木質、農作物残渣ですね。昨年の三月時点で数字としては三百六十三件、前の年からこれははね上がったというわけですが、この急増した背景は何でしょうか。

○武藤副大臣 先生にこのグラフで示していただきましたとおり、大変急増という形が見えております。

今、数字も三百六十三件とおっしゃっていただきましたけれども、もうちょっと正確に、加えて申し上げますと、一般木質、農作物残渣のFIT認定件数、認定容量は、二〇一六年の三月時点では百四件、そして二百九十五万キロワットだったものが、今御指摘いただきましたように、一年後の二〇一七年の三月時点で、三百六十三件、千四百七十七万キロワットまで増加しております。さらにその後も、同年四月から九月で、十八件、百三十一万キロワット増加しているというところでございます。

その背景でございませうけれども、認定容量の増加分のほとんどを二万キロワット以上の大規模発電所が占めております。そして、F I T 制度の買取り価格が、二〇一七年九月以降、二万キロワット以上の規模について二十四円から二十一円に引き下げられることになりました。引き下げた前の、二十四年の買取り価格を希望する事業者によるF I T の申請が急増したということが一因であると思います。いわゆる駆け込みということになると思います。

○緑川委員 この駆け込みによって、高く買い取ってもらいたいという事業者がふえてこういう数字になったというふうに思いますが、この固定価格買取制度、F I T は、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、再生可能エネルギーを交換して得られた電気、これを国が定めた価格で一定期間電気事業者が買い取るという制度です。得られた電気を電気事業者が買い取った際にかかる費用は、結局、電気代の一部として、国民が負担するお金によつて賄われているわけです。この電気利用者の負担の増加、発電設備がF I T 認定されていても長い間稼働が始まっていけない、こういう事業者もふえているという問題があります。

昨年の四月に、こうしたことを受けて、F I T の制度が改正されていますが、再生可能エネルギー発電の事業を適切に実施できるのかどうか。事業計画を通して改めてF I T 認定を行っていくというふうな基準を見直していますが、昨年の時点で、急増しているグラフを見てもわかるように、エネルギーミックスで想定している二〇三〇年の導入水準を、実はこれはもう三倍になっているんですね。もうはね上がって、導入水準を三倍に上回っているということです。

未利用木質の利用を進めていくという方向性でありながら、先ほども林野庁の沖長官からお話もいただきましたが、しかし、このところ急激にふえているのは、一般木質、農作物残渣によるもののF I T 認定がほとんどである。

この両者の比重を、どのように経産省としてはお考えでしょうか。

○武藤副大臣 ちょうど、ことし、エネ基の見直しということでございますが、今御指摘いただきました未利用の木質を中心としたバイオマス発電について、二〇一七年の九月末時点で、F I T の導入量は約四十万キロワット、約五十三件です。そして、二〇三〇年の、今のエネルギーミックスにおける未利用バイオマス発電の導入量は、二十四万キロを見込んでおられます。

一般木質、農作物残渣を中心としたバイオマス発電については、二〇一七年九月末時点のF I T 導入量が四十八万キロ、これは二十五件です。そして、二〇三〇年度、エネルギーミックスにおける一般木質、農作物残渣によるバイオマス発電導入量は、二百七十四万から四百万キロワットと見込んでおられます。

○緑川委員 数字としても、これは私のお話のとおりかというふうに思います。

木材自給率を先ほどお話しのように高めていく。国内製材の供給が、これはやはりふえていく方向で農水省としては進めていく。その中で、国産製材を使った後に残つてくる材、残材もふえます。この一般木質バイオマスによる発電を、やはりこのF I T 認定、一般木質バイオマスによつてふやして、発電所のF I T 認定を進めていくという形であれば、国内製材の残材を利用しての発電であればまだわかります。ここで、資料の④をくらんだいだきたいんですけれども、実はそういう状況ではないんです。

一般木質バイオマス発電において、実は、海外から輸入される燃料が、この円グラフから、大半を占めているということがわかります。使われる外国産の燃料の中で注目されるのは、パーム油などのバイオマス油脂です。

一般木質バイオマス発電の昨年九月末までのF I T 認定のうち、燃料にパーム油を含むものは、出力ベースでは三六％、件数ベースでは半分以上です、五二％にも達している。つまり、認定され

た三百八十一件のうちの五二％、およそ二百件で、このパーム油を含んだバイオマス発電が行われております。あるいは、また今後、稼働が始まつて行われるということになります。

何が問題かといえは、国連環境計画、U N E P が二〇〇九年に公表した調査によれば、パーム油を燃焼させると、化石燃料よりも二酸化炭素の排出を減らせるということが言われておりますが、しかし、パーム油の原料となるアブラヤシの農園、プランテーションの開発を考えれば、話は全く変わってきます。

アブラヤシの多くは、インドネシアとマレーシアにある熱帯雨林、それから湿地である泥炭地を利用して栽培されますが、熱帯雨林はC O₂を吸収する機能があります。U N E P の評価では、熱帯雨林の破壊によつてC O₂排出量が化石燃料の八倍にふえるというふうに見込まれているんです。この泥炭地では、植物の死骸などに膨大な炭素がため込まれておりまして、泥炭地の破壊によつてC O₂の排出量は二十倍もふえるというふう計算されています。

つまり、このバイオマス発電は、化石燃料を使うかわりに、本来、環境への影響を最小限に抑え、地球全体の環境問題の解決を図るために行われるものであるはずなのに、このバイオマスのカテゴリーになぜパーム油があるのか。そして、C O₂排出が少なく地球に優しいことは、これは真逆の結果を招く形になろうかと思いますが、これでは本末転倒ではないんですか。いかがでしょうか。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

パームオイルを利用しましたバイオマス発電につきましましては、まず、調達価格等算定委員会の御意見を尊重した形で、コスト低減を図るために、その規模にかかわらずに競争環境が成立しているということから、二〇一八年度、今年度から、全ての規模において固定価格でなくして入札制に移行するということにいたしました。

で、既に認定した案件も含めまして、今御指摘ございましたけれども、現地の燃料調達者等との安定調達の契約書、これを確認する、それにあわせて、持続可能性につきましても第三者認証によつて新たに確認するといったことによりまして、燃料の安定調達に係る認定基準の厳格な確認等、これを行うこととしております。

こうした措置を講じることにによりまして、F I T 認定量が急増する中で、コスト効率的かつ長期安定的に事業を実施できる事業者に限りましてF I T 新制度の支援を行うことが可能になっていくと考えてございます。

○緑川委員 このパーム油、液体燃料なわけですね。ほかの木質バイオマス、固体燃料とは違いますね。これで、安価に入手できる、つまりコスト構造に違いがあるということも踏まえて、今御答弁のように、この買取り価格を、決定の仕方を入札制度によつて変えるというふうに入札制度を変えられたということですか。

入札制度へと仕組みが変わったからといって、各社の価格競争は熾烈になってくるわけです。大手の事業者によるパーム油脂発電が拡大しないというわけには私はいかないと思うんですね。ますますパーム油の輸入量の増大も心配されます。この点について、どのような御見解でしょうか。

○高科政府参考人 お答え申し上げます。

入札制度におきましては、当然、価格について競争する中で、その入札量についても、これは調達価格等算定委員会での御議論を踏まえまして、それを適切な量で決めさせていただくという形で運用をしていきたいと思っております。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、燃料の生産国におきまして、合法性を含めた燃料の持続可能性、こういったものがきちんと確保できるということが大変重要ですので、こうしたことをきちんと確認しながら制度の運用を進めてまいりたいと考えてございます。

○緑川委員 安定確保、だからといって、世界の環境に影響を与えるというふうな動きも、私はど

平成三十年五月十六日

うかと思ひます。

熱帯雨林が伐採されることによつてCO₂の排出量がふえるというだけでは終わりません。熱帯雨林が伐採されればどうなるかといへば、そこに住む希少な生物種のすみかが奪われます。森林の減少は、世界の温室効果ガスの排出原因の一五%を占めるというふう言われております。パーム油の問題は、つまり、森林の問題、生物多様性の喪失、気候変動問題にも大きくかかわっているわけです。

アブラヤシのプランテーションという開発の面においても、森林でこれまで伝統的な暮らしを営んできた先住の民族の方がいらつしやいます。その所有権が認められず、生活の拠点を失うという指摘もされております。このプランテーションの中で強制労働とか児童労働が行われているという現実もあります。パーム油生産は、先住民族の権利の問題を人権の問題にまで及ぼしているわけですね。

最後に、大臣に伺いたいと思ひますが、このパーム油脂発電の拡大、世界の環境に重大な影響を与えかねないというふうには思ひます。この懸念を深めた上で、国内の息の長い造林の取組を踏まえた林業の再生、そしてその先の成長産業化によつて、未利用木質バイオマス、あるいは海外資源に頼らない一般木質バイオマスの利用促進を図っていくことが進むべき道であるというふうには私に考えておりますが、大臣のお答えを求めます。

○伊東委員長 齋藤農水大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○齋藤国務大臣 熱帯雨林の件については、ちよつと私の方からの言及は避けたいと思ひますけれども、私どもとしては、木質バイオマスのエネルギー利用については、本格的な利用期を迎えております。国産材の大きな需要先になると考えておりますし、また、雇用創出等によつて地域の活性化にも貢献するというふうに考えておりますので、農林水産省では、木材を多段階で利用するカ

スケード利用というものを基本としながら、未利用の間伐材等のエネルギー利用、これを推進していきたいというふうに考えております。

搬出間伐や路網整備によつて木質バイオマスの供給体制を整備するとか、それから、木質チップの製造施設など関連施設の整備ですとか、そういったものに対する支援に取り組んでいるところでありまして、それから同時に、それが無秩序に行われるということとは好ましくないと考えておりますので、地域の活性化に向けては、地域の関係者の連携のもとに、森林資源の熱利用等による地域内での持続的な活用、そういう仕組みが大事だろうと思つておりますので、地域内エコシステム構築、こういうものも重要だと考えておりますので、そのための実現可能性調査ですとか技術開発等への支援も取り組んでいきたいと考えております。

いずれにいたしましても、未利用間伐材等の木質バイオマスのエネルギー利用というものも、これから主伐が進んでいく中で、積極的に、しかしきちんとした形で進めていきたいというふうに考えております。

○緑川委員 決して日本だけが豊かになるとか一國至上主義という観点でない今後の取組を求めまして、そして、再生可能エネルギーの拡大が結局真逆の、本末転倒の結果を招かないということをお願い上げて、質問を終わらせていただきます。

○伊東委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 無所属の会の大串博志です。

早速質問に入らせていただきますが、昨日は土地改良法改正案に関して議論させていただきました。非常に重要な論点だったと思ひますので、今後の成り行きも見ながら、また新たな時代に向けての土地改良のあり方を皆さんと一緒に探っていきたいと思ひます。

どちらかというと、きのうの議論においてイメージされていたのは、低平地において集約が進んでいる、そういう中で、所有者と耕作者が違ひ

を見せてきている、こういう中で、どのように農地の機能を、かんがい施設等々も含めて、あるいは水利用も含めて維持していくか、こういうことでした。

私、きょうは、どちらかというと中山間地に目を転じていただいて、中山間地も、御案内のように、いろいろな統計でいうと、大体日本の農業の四割は、農業従事者やあるいは生産額、あるいは耕作面積に関しても四割近くを日本の農業の中で占めている、私は、極めて重要な農業の部分といひますか、非常に大きなプレーヤーだといひうに思つてゐるんですね。

そういった中で、中山間地を歩くと、非常に厳しい現状を皆さんも目の当たりにされると思ひます。特に低平地におけるかんがい施設等をどうするかということと同じような感覚で、例えば中山間地において水をどうやって管理していくのか、得ていくのか、これは極めて大きな課題になっていまして、特に中山間地においては、ため池、これは重要です。私は西日本なので、よく、かめと言ひますが、かめ、水がめ。そこがあるからこそ、中山間地で非常に品質のいい米もつくれるし、あるいはいろいろな畑作も必要な水を得ながらやっていく、こういうことなんですね。ところが、ため池の現状、非常に厳しいものがあると私は見ています。

そこで、まず事務方の方にお尋ねしますけれども、現在、日本全国のため池、どのくらいの数がある、どういふ状況に今あるのか、実態に關して少し御答弁いただけたらと思ひます。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。ため池でございますが、全国に約二十万カ所所在をしております。特に、今先生からもお話ございましたが、降水量が少ない、大きな河川に恵まれないといった西日本を中心に分布いたしております。特に瀬戸内海沿岸の七府県で全体の五六%を占めるといふような状況になってございます。

このうち、受益面積が二ヘクタール以上のため池が約六万一千カ所ございますけれども、この七割が、江戸時代以前、場合によつては築造年代がよくわからないといったものも含めまして、江戸時代以前に築造されておるものでございまして、老朽化しているものが多数存在しているのではないかと認識をしております。

農林水産省では、平成二十五年から二十七年にかけて、全国のため池で一斉点検というものを実施いたしました。二十八年年度以降も、下流に住宅や公共施設などがある防災重点ため池、これは約一万一千カ所ございますけれども、そこにつきましては、毎年度、詳細調査を進めておるところでございます。

直近、平成二十九年の三月末時点におきまして、地震に対する詳細調査を実施したため池のうち、五五%で耐震不足が確認されている状況。それから、豪雨に対する詳細調査を実施したもののうち、三九%で豪雨対策が必要というような状況になっております。

○大串(博)委員 今御答弁いただきましたけれども、全国で約二十万カ所、多いですね、西日本が多くなるんですけども。

先ほども話がありましたように、江戸時代以前よりできたものも、使っているものもある。何百年です、何百年。当然、傷みます。特に、最近、地震ですね、豪雨もそうなんですけれども、地震があつてひび割れが生じている可能性があるので、そういうところ大雨が降る、更にそのひび割れ、亀裂を拡大する可能性があるといふことで、まず水の確保が非常に難しくなっているところがある。

あと、崩れる可能性があるところがある。ため池ですから、当然、人家より上につくっているわけですね、あるいは農地より上につくっているわけですよ。それが壊れる可能性がある。危険でもある。こういう状況のものが、私が見る限り、私の地元でもたくさん実はあります。

そういった中で、今局長から答弁もありましたけれども、防災重点ため池ということで、二十万

ため池のうちの約一万一千カ所に關しては防災重点だということ、いろいろ調査しながら、手当てもされているということであります。しかし、この二十万カ所のうちの一万一千カ所で本分に足りるのかというのが私の実は問題意識で、多分、恐らく皆さんもお地元を歩いていかれると、あちこちで、いや、うちのかめ、ため池が危ないんだ、崩れそうなんだ、水が漏れているんだとたくさん聞かれると思うんです。

防災ため池ということで予算を投じられる、これは、私、わかります。恐らく、防災という冠の方が予算をとりやすい、あるいは補助率なんかでも、地元負担なんかも少なくやりやすいという面もあるんだと思います。それはよくわかる。なんだけれども、この一万一千カ所より、ほかにも同じく非常に危なくなっているところ、あるいは、水漏れになって機能が低下しつつあるところ、今はまだましだまし使っているけれども、あと数年後には一体どうなるんだらう、私たちの集落はこの水をめぐるのかというのが非常に心配になっているところもあるんじゃないかと思うんです。

こういうところも含めると、大臣、今、取組をさせていただいているのはわかります。しかし、これはもう一步、ため池、ここまで来ると、これは地域でつくったものだから地域でやってくださいと言えレベルじゃもうないんじゃないかと私は思っているんです。日本全国の中山間地農業を維持、守るという観点からして、集落を守るという観点からしても、かなり、国がもう一歩前に出て、ため池の長寿命化あるいは維持管理、もう一歩やっていたかなきゃならないような感じがするんですけれども、大臣の御所見をいただきたいと思ひます。

○齋藤國務大臣　まず、ため池は、地域の農業用水を確保するために重要な施設であることは言うまでもないことでありますが、現在は老朽化ですとか自然災害による被災リスクの高まり、こういったものがありますので、それを踏ま

えて、ため池の耐震対策などの防災・減災対策を推進していくこと、これは国としても重要な課題であるという認識をしています。

このため、局長から答弁いたしましたのが、平成二十五年から二十七年にかけましてため池の一斉点検を実施して、その結果を踏まえて、御指摘のように、防災重点ため池、これは一万一千カ所ありますので、それをあぶり出しまして、まずはそれを中心に対策を進めようということで、耐震不足が確認されるか、あるいは豪雨対策が必要なたため池については、堤体の改修等のハード対策を実施しようということで進めておりますし、また、ハード整備を早急に実施できないというため池につきましても、改善の策として、ハザードマップ作成等のソフト面での対策を講ずるなど、今、農村地域防災減災事業によりまして総合的に支援しているところであります。

今御指摘のように、それ以外にも老朽化しているため池はたくさんあるということでもありますので、そちらへの目配りも当然必要なのであります。まずはこの一万一千カ所の防災重点ため池を、これは何とかしなくちゃいけないということとで取り組んでいるところであります。

必要な予算ということの確保も大事でありますので、その予算の確保に努め、そして、地方公共団体と密接に連携しながら、地域の実情に応じた支援というものを心がけていきたいと思っております。

○大串(博)委員　防災重点ため池、一万一千カ所、これも非常に大事です、極めて大事。なので、ぜひしっかりと力を入れていただきたいと思ひと同時に、先ほど言われましたように、一万一千カ所以外のところでも相当傷んでいるところが多いと思ひます。危険だという意味においては、同じように危険であると思ひます。ぜひ力を注いでいただきたいと思ひます。

もう一つ、ため池から水が流れてくる、それで川になるわけですね。小さな集落です、井堰というのがあるんですね、堰です。つまり、川の途中

途中で小さな堰をつくって、そこから中山間地の棚田なりに水を分けてやれるようにする井堰というのがあるんですね。これは可動堰の場合もあります、小さなポンプ、モーターを使って可動堰にしている場合もあれば、固定の井堰にしている場合もあるんですね。これも、かなり長い昔から地域で管理しながらやってきたはずなんです。

ところが、これも非常に維持管理が難しくなってきた。例えば、燃料を使った可動井堰、小さなポンプを回しているようなもの、これは耐用年数が来て、例えば三十年、四十年ぐらいい前に、ちよと農業が盛んなところに整備をした、しかし、今、改良期に来ているんだけれども、地域だけでそれをやるのは非常に大変だとか、あるいは固定堰に關しても、もうそれが壊れて用を果たさなくなってきた、こういうふうなものも出てきているんですね。これは集落だけで担当するのは非常に難しい。しかし、小規模なものだからなかなか、集落も高齢化の中で手当てするのは難しいというのがあるんですね。

これに關して局長にちよとお尋ねしますけれども、今どういうふうな支援といたしますか対応をしようとしてされているのか、御答弁をお願いいたします。

○荒川政府参考人　お答え申し上げます。

今先生から御指摘ございました井堰につきましては、全国で耐用年数を超過しているものが三割を占めるというふうな状況で、大変厳しい状況になつておるところでございます。

井堰につきましては、水利施設等保全高度化事業という事業がございます、この事業によりまして、その施設の機能診断を実施したり、あるいは、その機能診断の結果、何らかの改修、補修が必要で、長寿命化が必要だというふうな場合には、そのための機能保全計画をつくっていただい、実際に施設の更新や補修に当たっていただく、これについて、この事業で支援をしている状況でございます。

また、平成三十年度予算で新たに農業水路等長

寿命化・防災減災事業というものを創設していただいたところでございまして、小規模な農業水利施設につきまして、より機動的、効率的な長寿命化・防災減災対策が実施できることとなったところでございまして。

ため池同様、井堰につきましても、農業用水を取水するための重要な施設でございますので、これらの事業を活用してしっかりと支援をしてまいりたいと思っております。

○大串(博)委員　大臣、どう思われますか。

今局長からも答弁ありましたけれども、地方の小規模な、中山間地を中心とした井堰、堰ですね、三割が実はもう寿命なんですよ。地域の皆さんは、小地域になつていて、小集落になつていて、若手もなかなか残つてくれない、どうやって六十、七十、八十代の俺らがこの井堰をこれから修理して、賦課金を集めてやっていくんだ、もうやめちやおうかという声が各地の集落で出てきかなんてです。

これに關して、国がしっかりと中山間地の農業も含めて守っていくんだというメッセージを發しないと、なかなかやはり、先ほど申しました中山間地農業というのは日本の四割ありますから、私は、かなりの日本の農業像は変わってしまうんじゃないかと思ひます。たかが井堰と思われなくても、水がないと農業はできないんです。なので、これは大臣にも、ぜひ、井堰も含めたこういうところに関する取組をしっかりと行っていくという決意を私にいただきたいと思ひます。いかがでしようか。

○齋藤國務大臣　たかが井堰なんということは一

切思っております。私も都道府県知事あるいは市町村の首長さんから、よく大臣室に来ていただいているんな要請を伺いますが、そのほとんどが大規模な土地改良の話が多いのも現実であります。今、大串委員御指摘のように、こういうきめ細かい、井堰のようなものの整備というのにもやはり我々きちんと目配りをして、そこが隘路になつて農業が立ち行

かなくなるようなことがないようにはしていかななくちゃいけないということを、今、大串委員の質問を聞きながら改めて思ったところでございます。

○大串(博)委員 やはり、集約化していく低平地の農業も大切だと思いますけれども、中山間地農業というのは本当に守らなければならぬ、食料自給率という観点からも守らなきゃならないと私は思っているんですね。ぜひ、集約化だけじゃない農業の目線を持っていたきたいというふうに思います。

最後に一問だけ、新規就農支援金に関して、これは大澤局長に御答弁をお願いしますけれども、私は問題意識として、自分の子供たちに継がせる場合、これは該当しないんじゃないかとまだ思っている方はいらっしゃる方の中にたくさんいらっしゃるんですよ。実態は、一定程度違う農業形態にお子さん方が乗り出しているということであれはこの支援金の対象になりますね。そのアピールというか周知徹底が私は足りていないと思うんですね。

だから、それをぜひお願いしたいということに関する答弁を大澤局長にお願いしたいのと、例えば、この間のコンクリート張りの農地をつくる、ああいうことをお子さん方がやろうとした場合には、これは対象になるのかな。この辺は今ちょっと、ふと思いましたが、あわせて答弁ください。

○大澤政府参考人 お答えいたします。

先生御指摘の農業次世代人材投資事業、経営開始型につきましては、御指摘のとおり、農家の後継者でありまして、例えば、新たな販路の開拓や直売、農産物加工など、親の経営を更に発展させる、ちよつと新しいことをやるような取組について市町村が認める場合は対象としております。現時点でも、実際にも、平成二十八年度の交付実績について見ますと、この経営開始型、全体、一万二千三百十八人が対象になっていますが、そのうち農家の後継者の方は六千三百十人というこ

とで、全体の五一%が農家の後継者の方になっております。

普及につきましては、我々もしっかりと引き続きやってまいりたいと思います。現時点におきましては、各都道府県の担当者会議の場で説明している、農林水産省のホームページにおきましては、先ほどお話しした要件をしつかり記載するとともに、最近ではホームページで、どういう方が活用されているかというのを幾つか、十事例ぐらい出しているわけですが、その中にも、農家の子弟の方が具体的にどういう栽培をして、親からの独立といいますか経営発展をどういうふうに関与してきたかというのを事例でも紹介しております。こういうことをなるべくこれからも続けさせていきたいと思います。

なお、コンクリートにつきましては、ハウスの底地にコンクリートを張るかどうか自体は、それは農業の手段でございますので、それがどうこうということではございませんが、そういうことも含めて新しい経営をやっていくという場合には、親とは違う経営発展をしていくという場合には新規就農の対象になるというふうに考えてござい

ます。○大串(博)委員 終わりますけれども、コンクリート張りすることも含めて新しい農業をやっていく場合には、ちよつとやはり不明確性が残るような気がするんです。そうすると、手が挙がるものが挙がらなくなつちやつたりすると思うので、ぜひ明確に宣伝をしてほしいと思います。よろしくお願いします。終わります。

○伊東委員長 次に、稲田朋美君。

○稲田委員 自由民主党の稲田朋美でございます。本日は、水産政策、そして、特にトラウトサーモンの養殖についてお伺いをしたいと思います。まず、磯崎副大臣にお伺いをいたします。政府の農林水産業・地域の活力創造プランにも盛り込まれました「水産政策の改革の方向性」につ

いてですが、現在の水産業の課題、そして目指しておられるべき姿、また、その改革の方向性についてお伺いをいたしたいと思います。

特に、漁業の成長産業化と漁業の所得向上に向けた担い手の確保、投資の充実のための環境整備は重要だと考えております。その中で、「水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とし、有効活用されていない水域については、新規参入が進みやすい仕組みを検討する」と重要な指摘がなされておりますけれども、この具体的な方向性、そして、その策定時期等についてお伺いをいたします。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

養殖、沿岸漁業につきましては、昨年十二月に決定された農林水産業・地域の活力創造プランに盛り込んだ「水産政策の改革の方向性」におきまして、水域を適切かつ有効に活用している者が漁場利用を継続できることを基本とするとともに、近年、地域によっては、漁業者の高齢化などにより廃業し、又は利用度が低下している漁場が生じていることから、有効活用されていない水域について、新規参入が進みやすい仕組みを検討するということといたしております。

具体的な内容については、現在検討を進めているところでありますが、農林水産省としては、今回の水産政策の改革の中で、水産資源の適切な管理と養殖業を始めとする水産業の成長産業化を両立させ、浜で頑張っている漁業者の所得向上につながる、浜で頑張っている漁業者の所得向上につながる、引き続き、ただいま申し上げた検討を深めてまいりたいと思います。

○稲田委員 今、副大臣御答弁の中でもお触れいただきました養殖についてですけれども、この養殖については、「水産政策の改革の方向性」の中では、「養殖については、国際競争力につながる新技術の導入や投資が円滑に行われるよう留意して検討する」というふうに書き込まれております。その中で、トラウトサーモンの養殖についてですが、地元の福井においても、革新的技術開発・

緊急展開事業地域戦略プロジェクト事業として、トラウトサーモン、すなわちニジマスの養殖に取り組んでいるところでございまして、私も、先日現地を視察させていただいたところでござい

ます。世界のサケ・マスの生産量は約四百五十万トン、そして、日本国内の需要も約三十四万トンで、伸び行く傾向にございます。それに対して、国内の生産量は十二・九万トン、そのうち養殖はたつたの一・二万トンにすぎないということでございます。先ほどの改革の方向性、国際競争力という観点からしても、この現状は変えていかなければならない、このように考えております。

近年では、国内でも、全国各地で御当地サーモンとして盛んに生産が行われるようになり、福井では、大型の生けすを導入して養殖を開始しているところでございます。今後、国内の需要に対応するのみならず、海外への輸出も考えられる大変将来性のある分野だと思いますし、日本の消費者も日本産養殖トラウトサーモンの生産拡大に期待をしているところだと思われ

ます。しかしながら、いまだ国内での歴史は浅く、技術的な問題、課題がございます。まず最初に挙げたいのが、優良な種苗を手に入れるのが困難だという点でございます。

海面養殖に適した良質な形質を持つ種苗を安定的に確保することが重要ですが、現在、国内で入手可能な国産トラウトサーモンの種苗は、海面養殖に適した種別は少なく、そのまま海に出して養殖しても、海水耐性が弱く、壊死する個体も少なくありません。また、海水のストレスで餌食いも悪く、病気になる、成長性が著しく劣るものも多いというふうに言われているところでございます。

国内におけるトラウトサーモンの海面養殖用種苗供給の現状と見通し、さらには今後の対応策についてお伺いをいたします。

○長谷政府参考人 お答えいたします。委員からも詳しく御紹介いただきましたけれど

も、近年、福井県を始め日本各地におきまして、海面でニジマスを養殖するトラウトサーモン養殖が盛んに行われている状況でございます。御紹介がありましたように、御当地サーモンという言葉も聞かれていますところでございます。水産庁といまして、各地で取り組まれているこのような取組を応援しているところでございます。

そういった中で、トラウトサーモン養殖につきましては、内水面で種苗生産したものを海面に移して出荷サイズまで育てておりまして、種苗については、自県内で生産し自給している場合もありますけれども、他県から種苗を購入している場合もございます。

トラウトサーモン養殖の推進には、安定的な種苗の確保が重要と考えられておりますことから、内水面における種苗生産能力の拡大に向けた取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

福井県におきましては、他県から種苗を購入して海面で養殖する形態で行われていたものを、安定的な種苗の確保とコスト削減の観点から、自県での種苗生産を行うべく、国の支援も活用して種苗生産施設の整備を行っているというふうに承知しているところでございます。

○稲田委員 また、その種苗の育種、品種改良ですけれども、これについても、時間がかかるというふうには思いますけれども、先行しているノルウェーまたチリとの国際競争に勝つためには、優良な形質を持つ種苗が養殖業者に供給されることも必要だと思います。

こういった育種、品種改良が、いつごろをめぐりに、どのように進んでいくのでしょうか。また、最も進んでいると言われているアメリカでも二十余年の月日を要しているところでございます。遺伝子レベルの解析ができる日本の技術をもって、日本人の味覚に合う純国産 日本の海に適した高成長の育種、生産を国家戦略としても対応すべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○長谷政府参考人 トラウトサーモン養殖を今後推進していくためには、海水耐性という言葉も御紹介いただきましたけれども、海面での養殖に適した家系の選抜育種など、養殖の生産性を向上させる取組が非常に重要と考えております。

育種にはある程度長い期間が必要であります。現状で、何年後に育種された種苗を現場に提供できるかをお話しすることは困難でありますけれども、平成三十年から我が国の海洋環境に適した品種の開発に必要な予算を措置したところであります。生産現場の期待に応えられるよう、今後しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○稲田委員 また、その育種の安定供給のためには、養殖現場への供給体制の整備も必要だと思います。

供給に当たっては、輸送コストを抑えた供給体制も必要でございます。先ほど長官からも御指摘をいただきましたように、福井県内において、淡水養殖場から海面養殖場へ運ぶことを行っておりまして、海面養殖を始める時期に集中した活魚輸送車の不足及び活魚輸送技術の不足において、非常にコストがかかる、またその間の魚の安全性ということもございます。

そういった点の供給体制についての対応策について、お伺いをいたします。

○長谷政府参考人 委員から御指摘ありましたように、一般的に、種苗を遠隔地から購入した場合、輸送コストですとか、へい死、死んでしまうといったようなリスクもあります。それが養殖生産の負担となるわけでありまして。

この輸送コストの削減のためには、高密度で輸送するという方向になりがちですけれども、それがまた種苗のへい死、死んでしまうということを招くおそれがあることから、福井県の今回の取組のように、海面養殖の生産地の近くで種苗生産を行うということが一つ有効な対応というふうに考えております。

種苗輸送コストの削減を含めまして、海面トラ

ウトサーモン養殖推進の課題につきましては、今後とも、現場の意見等を踏まえまして一つ一つ解決を図ってまいりたいというふうに考えております。

○稲田委員 次に、魚病の対策が確立していないということについてお伺いをいたします。

すなわち、海面養殖における生残歩留りが悪いということ、海外では九〇％以上、しかしながら、日本では半数が死んでしまうという問題でございまして。

北欧では、ワクチンの普及で、トラウトサーモンの養殖の生産量が飛躍的、十倍ぐらいに拡大をしたと言われております。ところが、現在、トラウトサーモンのワクチンに関しては、海外の承認薬について、国内の使用についても承認が必要でございまして。

海外で使われたワクチンを使ったサーモンが輸入されて、日本の皆さんの食に供されているわけですから、その承認薬についても、国内で使用するには承認が必要ですし、また、そのデータの収集、時間がかかり過ぎるという問題もございまして。

また、ワクチンの使用方法が、浸漬という、魚を漬ける形、ワクチン水に漬けるという方法しかない、ワクチンを注射して使用するという方法に比べて効果が小さいというような指摘もございまして。

そういった点についての御見解を伺いたいと思います。

○池田政府参考人 お答えいたします。

一般的に、ワクチンの製造、販売につきまして、対象動物に対します安全性でありますとか有効性、あるいは人への安全性の確保の観点から、各国におきまして、その国の法令に基づいて承認が必要とされておまして、我が国におきましても同様に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づきまして農林水産大臣の承認を得る必要がございます。

したがって、ノルウェーで認められている水産用ワクチンでございますが、我が国において承認申請がなされれば、同法に基づきまして審査を行いまして、問題がなければ使用が可能となるということでございます。

一方、我が国の水産用ワクチンでございますが、ノルウェーに比べて市場規模が小さく、現在承認されているサケ用のワクチンも一種類となつてございます。

農林水産省におきましては、魚あるいはミツバチなどの市場規模が小さい家畜に対する動物用医薬品の承認申請に必要な試験などの開発費の支援を行つてございます。

引き続き、現場のニーズを踏まえましたワクチンの開発を推進してまいりたいと考えてございまして。

○稲田委員 例えば、既に海外で使用されているサーモン用注射ワクチンの効果について、試験をして、そしてその効果が見られる場合には早急の使用の認可をするというふうな、そういった方法は考えられないのでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

承認に当たりますデータにつきましては、それぞれ必要に応じて提出していただきますが、そのデータに基づきまして、それが本当に有効なのか、安全なのか、あるいは人への安全の確保の観点から問題がないか、それは一般的に、各国ともその国の法令に基づいてございまして、その承認行為は必要になってきます。

○稲田委員 先日、国の規制改革会議において、国内のワクチンの承認手続の迅速化等について議論がなされたというところでございますけれども、きょうは規制改革担当の政務官にも来ていただいておりますので、規制改革会議におけるその点の議論及び方向性、さらには、そこでは国内で開発をしているワクチンについて議論されたというふうな承知をいたしておりますが、海外で既に承認をされて、使われて、輸入されているワクチンに関して議論が進められることを望みたいと思います。

思います。

○長坂大臣政務官 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、本年三月二十日に規制改革推進会議水産ワーキング・グループが開催をされまして、ヒアリングを行った動物用医薬品メーカーからさまざまな課題や論点の指摘がございました、その一つとして、新しいワクチンの審査期間の短縮に関する指摘があったと承知をいたしております。

先生御指摘の、既に国内で食用に供されている水産物に使用されているワクチンの認可の簡素化については、当日のヒアリングでの御指摘はなく、現時点で規制改革推進会議において議論されてはおりませんが、養殖業の強化は水産業の成長産業化のためには不可欠であり、ワクチンを適切に活用できる環境を整えることの重要性は会議においても共有されていると理解をいたしております。

本件は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関するものでありまして、同法に関する農林水産省、厚生労働省、さらには内閣府の食品安全委員会と課題を共有し、御検討いただくようお願いするとともに、規制改革推進会議の委員にお伝えをした上で、必要な改革を迅速に推進すべく、規制改革を担当する政務官として適切に対応してまいりたいと考えております。

○稲田委員 ぜひよろしくお願いいたします。

最後に、副大臣に、トラウトサーモンの養殖というものは、国内外での需要も非常に大きいものがありますし、今後の日本の水産業の成長産業化を推し進めることができる非常に重要な分野だと思っております。国が中心となって、オール・ジャパンで、迅速かつ強力に進めていただきたいと思いますが、決意のほどをお願い申し上げます。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

昨年四月に閣議決定された水産基本計画では、養殖業を含む水産業の生産性の向上と所得の増大

を基本的な方針としており、漁業、養殖業の国内生産量の約四分の一を占める養殖業の振興は、水産業の成長産業化に向け、重要と認識いたしております。

養殖業の生産性の向上と所得の向上のためには、漁場の有効活用の一層の促進により安全、安心な養殖魚の安定供給やコスト削減を図りつつ、国内外で養殖魚の一層の販路拡大に努めていくことが重要であります。

御指摘をいただきました、近年各地で盛んに行われているサーモン養殖につきましては、我が国の海洋環境に適した品種やワクチンの開発など、ボトルネックがございまして、その克服に向けた取組が重要であると認識いたしており、平成三十九年度予算においても、そのための関連予算は計上いたしておりますのでございます。

農林水産省といたしましては、国内外の需要を見据えて、課題の解決に向けて、国、地方公共団体及び関係業界等が一元となってオール・ジャパンで取り組み、養殖業の振興を積極的に進め、成長産業化を図ってまいりたいと思っております。

○稲田委員 終わります。

○伊東委員長 次に、江田康幸君。

○江田康幸 公明党の江田康幸でございます。本日は一般質疑ということで、私からは、我が国の捕鯨政策について質問をさせていただきます。

鯨類というものは、ほかの水産資源と同様に、科学的根拠に基づいて持続的に利用すべきものでありまして、我が国の地方に根づいている鯨類を有効に活用する文化は、多様性の観点から、尊重すべきものであると考えております。

私は、この信念に基づいて、公明党の捕鯨を守る議員懇話会の会長として、商業捕鯨の早期再開のために長年にわたり活動を続けてまいりました。きょうは、これらに関して質問をさせていただきます。本日は、齋藤大臣は参議院の本院議でこの間出

席できないということでございますので、磯崎副大臣に、大臣にかわって力強い御答弁をよろしくお願い申し上げます。

商業捕鯨の再開のためには、鯨類科学調査をしつかりと実施して、IWCにおける商業捕鯨モラトリアムを解除するのに必要な科学的な情報を積み上げていかなければなりません。

この鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施して商業捕鯨の再開を目指すことを目的とした、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律が、昨年六月、与野党の協力のもとで成立をいたしました。私も、公明党を代表して本法が超党派の合意のもとで成立したことで、商業捕鯨の早期再開を目指すという我が国の変わらぬ姿勢が改めて内外に示されたものと考えております。

そこで、我が国の捕鯨政策の基本的な考え方と、南極海及び北西太平洋における鯨類科学調査の意義について、磯崎副大臣に御意見を伺いたいと思います。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

まず、基本的な考え方でございますが、我が国は、鯨類についても他の水産資源と同様に、科学的根拠に基づき持続的に利用していくべきものと考えておるところでございます。また、鯨類の利用は、我が国の文化にも根差すものでありまして、文化の多様性の観点から、尊重されるべきであると考えております。

このような考え方のもとに、商業捕鯨の早期再開を目指していきたいと考えています。このため、IWC、国際捕鯨委員会における今後の道筋の議論にあわせ、我が国の目指すべき商業捕鯨の姿について検討を進め、本年九月のIWC総会の機会を含め、商業捕鯨の早期再開のため、あらゆる可能性を追求してまいりたいと思っております。

また、お尋ねの鯨類科学調査の意義についてでございますが、南極海と北西太平洋には、これま

で我が国が行ってきた鯨類科学調査により、持続的な利用が可能となる十分な資源が存在することが確認されております。

このため、我が国は、商業捕鯨再開に向け、国際法及び科学的根拠に基づき、これら海域における適切な鯨類資源管理に不可欠な科学的情報を収集するための鯨類科学調査を実施しているところでございます。

今後とも、引き続き、鯨類科学調査を継続し、商業捕鯨再開の科学的正当性を強化して、IWCにおける議論を主導するとともに、得られた科学的情報を活用し、商業捕鯨が再開された際には、より適当な捕獲枠の算出につなげていく考えでございます。

○江田(康)委員 副大臣、ありがとうございます。

しつかりと鯨類科学調査を実施して、商業捕鯨につなげていっていただきたいと思っております。

次でございますが、本法が成立してもうすぐ一年となるわけでありまして、着実な成果が上がっているかと私は思っております。

本法第九条では、政府は鯨類科学調査の実施に要する費用の一部を補助するものとされております。これに裏打ちされて、くじら基金の造成が進んできたところでございます。この基金は調査の安定的な実施に大いに貢献をしているところと思っております。

また、本法第十条では、政府は、鯨類科学調査の実施のために、実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとしております。本法に基づいて、調査母船の日新丸の代船の検討を進めていただいていると承知しております。

本法では、このように鯨類科学調査に関するさまざまな政府の責務が規定されているわけですが、その中で、政府は、鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するために、基本方針を定めることとしております。

そこで、副大臣に御質問をさせていただきます。

鯨類科学調査の安定的な実施に関する法律が昨年六月に成立したわけでありましても、基本方針の策定についてはどのような状況に今あるか、お伺いをさせていただきます。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

今お話にもありましたように、昨年六月に、多くの政党派の皆さんの御理解をいただきまして、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律を制定いただいたところでございまして、その中で政府が策定することとされていまして、現在、この五月二十六日までパブリックコメントを実施している最中でございます。

今後は、パブリックコメントにおいていただいた意見を踏まえ、内容について改めて検討を行い、今月末に予定しております水産政策審議会資源管理分科会に報告した上で、できる限り早期に閣議決定を目指したいと考えております。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

しっかりとその基本方針の策定をお願いしたいと思っております。

この鯨類科学調査に用いられている調査母船の日新丸についてであります、船齢三十年を超えておりまして、老朽化が進んでおります。鯨類科学調査の安定的、継続的な実施のためには、その代船建造について早急に検討しなければならなかったわけでありまして、捕鯨関係者からは、長年にわたり、新造船への強い要望があつておりました。

先ほども申し上げたとおり、この鯨類科学調査の実施に関する法律では、政府は、船舶等の実施体制の整備に必要な措置を講ずるものとしております。

そこで、水産庁長官にお伺いをいたしますが、老朽化しているこの調査母船日新丸の代船建造をどのように今進めていこうとしているのか、お伺いをさせていただきます。

○長谷政府参考人 お答えいたします。

今、委員からも御紹介いただきましたように、

現在調査に用いております捕鯨母船の日新丸につきましては、船齢が三十年に達し老朽化しており、関係者からの代船建造の要望も大変強いと認識しております。

水産庁といたしましても、母船の代船を建造することは、商業捕鯨の再開を目指すという我が国の強い姿勢を内外に示すことにもなることから、早期に検討すべき課題と考えているところでございます。

このため、平成三十年度予算に計上しております鯨類捕獲調査円滑化等対策において、我が国として目指すべき商業捕鯨の姿を検討することとしておりますが、その中で、日新丸の今後の取扱いについても検討することとしております。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

平成三十年度予算で計上されている鯨類捕獲調査円滑化事業において、商業捕鯨の安全全体を検討することとなっておりますけれども、その中で日新丸の新造船については検討をするということが明確になっているかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、鯨肉消費の拡大についてお伺いをさせていただきます。

商業捕鯨の早期再開のために鯨類科学調査を実施しているわけでありまして、商業捕鯨を行い、鯨肉を安定的に供給していくためには、鯨の資源、そして捕鯨を行う業者、鯨肉の市場のそれぞれがしっかりと存在しなければなりません。

商業捕鯨が禁止されて三十年が経過しました。鯨類科学調査の結果、ミンクジラやイワシジラの資源が健全な状況にあることが明らかになっております。

一方で、消費者にとつては鯨肉がなじみのないものになりつつあることが懸念されるわけでありまして、

また、水産物全体にも言えることでございまして、けれども、漁業者と消費者を結ぶ鯨肉の加工業者が元気でないと、健全な鯨肉市場を維持することは困難であります。しかしながら、鯨肉供給の不

安定さや、それに伴う価格変動によって、鯨肉の加工業者が苦勞されているということを聞いております。

将来、商業捕鯨が再開されて漁業者の皆様が新たに捕鯨業に参入されていくためには、消費者に鯨肉に関心を持っていただいて、鯨肉の加工業者が元気でいってもらわなければならないわけでありまして、そうでなければ、商業捕鯨の再開はおぼつかないものになると私は思っております。

そこで、水産庁長官にお伺いをいたします。

商業捕鯨再開のためには、鯨肉市場が元氣なことが大切であります。国民の鯨肉に関する食文化への理解と関心、また消費への拡大を深めるためにどのような施策を講じていくのか、伺います。

○長谷政府参考人 昨年成立いたしました商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律、捕鯨法と言っておりますけれども、この法律におきまして、政府は、鯨類の利用についての広報活動の充実等の措置を講ずるものとされております。

委員や私どもが子供の時代と比べまして、最近の鯨肉消費量が大きく減少しているというのは事実でありますけれども、先ほど副大臣がご答えしたとおり、鯨肉の利用は我が国の文化に根差すものであるというふうに考えております。

このため、水産庁といたしましては、国民の鯨肉に関する食文化への理解と関心を深めるために、鯨料理や鯨肉の魅力を紹介するイベントの開催ですとか、鯨の生態等の説明と試食を行う小学校等への出張授業などへの支援を行っているところでございます。

今後とも、鯨肉市場の活性化に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

○江田(康)委員 ありがとうございます。

今、長官にも申し上げていただきましたように、商業捕鯨を目指して調査捕鯨を安定的、継続的にやっていくというこの法案をつくった以上、商業捕鯨の成立のためには、やはり先ほど言ったように、鯨肉市場というのが非常にしっかりとしてい

くことが必要だと思っております。

だからこそ、今心配しております、食文化への国民の理解がなじみのないものになっているところにおいては、ここから大きく転換して、鯨肉、またその健康性やすばらしさに関心を持っていただくように消費拡大をしていく、その努力を続けていっていただきたい。

そして、食肉の加工業者においては、今、やはり鯨肉供給の不安定さからくる価格変動で大変に経営が苦勞されているところがございます。そこにおいては、今の段階でもしっかりとした対応をとらうとされておりますので、その点についても万全の対応をしていただくようよろしくお願いを申し上げます。

最後ではございますけれども、IWCの今後の道筋の議論の進捗と、IWC総会に向けた対応方針について伺って、終わりにしたいと思います。ことは、二年に一度のIWC総会が開催される年でありまして、私は、公明党捕鯨を守る議員懇話会の会長として、商業捕鯨の早期再開に向けた活動を長年行ってきたわけでありまして、IWCが商業捕鯨のモラトリアムを導入してから三十年が経過しているわけでありまして、

商業捕鯨のモラトリアムには、一九九〇年までに鯨類の包括的な資源評価を実施して、そしてゼロ以外の捕獲枠を設定するという条件が付されているわけですが、我が国は、資源評価のための科学的情報や安全な捕獲枠算出方法の制定に大きく貢献をしてまいりました。しかしながら、反捕鯨勢力はゴールを動かし続けて、いまだにモラトリアムは解除されておられません。

IWCは、何も決められない機能不全に陥ってしまっているわけですが、この機能不全に陥っているIWCの状況を打破するために、日本は、IWCの今後の道筋に関する議論を呼びかけております。

そこで、磯崎副大臣にお伺いをいたします。日本が主導しているIWCの今後の道筋の議論の進捗はどのような状況にありますでしょうか。

あわせて、我々が長年目指している目的は商業捕鯨の再開であります。この膠着した状況を打開する必要があるわけであり、政府としても十分認識していると思いますが、本年九月のIWC総会に向けてどのように対応をしていく考えか、政府の考えをお伺いしたいと思います。

○磯崎副大臣 お答えいたします。

本年九月のIWC総会は、四十七年ぶりに日本人議長のもとで開催される会合であります。

平成二十八年の前回総会で議論を開始したIWCの今後の道筋について結論を得て、資源管理機関としての機能を果たしていないIWCにその機能を回復させ、商業捕鯨の早期再開につなげるものとしなければならぬと考えております。

しかしながら、我が国が各国に透明性のある形で今後の道筋を議論することを呼びかけてきたにもかかわらず、反捕鯨国は、議論への参加について極めて消極的な姿勢に終始しているのが残念ながら現状であります。

このため、我が国といたしましては、持続的利用支持国と連携して、反捕鯨国に対し議論への参加を強く働きかけるとともに、IWCの資源管理機関としての機能を回復させる必要性を国際世論にも呼びかけてまいりたいと思っております。その上で、IWCの今後の道筋の議論を我が国が主導してまいりたいと考えております。

また、この議論にあわせ、国内においても、我が国の目指すべき商業捕鯨の姿についての検討を進め、本年の総会の機会を含め、商業捕鯨早期再開のため、あらゆる可能性を追求してまいりたいと考えております。

○江田(康)委員 副大臣、ありがとうございます。

今、力強い決意をお伺いしたところでございますが、ことしの総会は、我が国の森下コミッションが議長となっているわけであり、四十七年ぶりの議長ということですが、ぜひ、これまででない、我が国の思いを示す節目とする会合としていただきたいと思いますようお願いを申し上げます。

ます。

そのためには、我々国会議員も一緒になって臨んでいくことをお誓い申し上げて、本日の質問を終らせていただきます。

ありがとうございます。

○伊東委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後一時十五分開議

○伊東委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。田村貴昭君。

○田村(貴)委員 日本共産党の田村貴昭です。

森林経営管理法案につきまして、再度質問をします。

五月九日の本委員会、私の質問に対して、齋藤大臣は次のような答弁がありました。我が国の森林の適切な管理を図るためには、現に経営管理が不十分な森林について経営管理の集積、集約化を図ることが課題、そのように述べられました。今まで行われていた参議院の本会議質問においても、同じ答弁が何度もあったというふうに思っています。

そこでお伺いしたいんですけれども、現に経営管理が不十分な森林というのはどれぐらいの規模にあるのでしょうか。

○沖政府参考人 お答えいたします。

民有林のうち私有人工林約六百七十万ヘクタールについて、その約三分の一の約二百二十万ヘクタールは既に適切に経営管理がなされておられ、残りの約三分の二の約四百五十万ヘクタールが経営管理が不十分な状態になっているものと考えております。

○田村(貴)委員 資料をお配りしております。この資料は、林野庁が訂正をして、提出し直した資料です。新たに挿入された解説図であります。この解説図の左側の破線の中の大きな白い部

分、これが今長官がお答えになった、現に経営管理が不十分な森林と言ったところであります。その下が集積、集約化された二百二十万ヘクタールなんですけれども、それでは、この二百二十万ヘクタールの集積、集約化されたというのは、どういう基準に基づいてこういう形になっているんでしょうか。

○沖政府参考人 お答えいたします。

既に集積、集約化された私有人工林といたしまして約二百二十万ヘクタールは、既に森林経営計画が策定されていると推定される森林の面積に加えて、水源林造成事業の契約面積の合計としておるところでございます。

○田村(貴)委員 そうすると、森林経営計画にある二百二十万ヘクタール以外は、森林経営計画外にあるわけですか。その森林経営計画の定めがない森林というのは、経営管理が不十分というふうになるわけなんですか、こういう図表を出されまして、これは完全にこういうふうに仕切つてしまっているわけなんですか。

この解説図では、経営管理が不十分な森林とされた四百五十万ヘクタール、三分の二の森林の行き着く先は、これは矢印を描いていますよね、矢印の先はどうなっているか。公的管理下に置かれる、ないしは、新たに経営管理を担ってもらう必要があるというふうに書いています。この二つのうちどちらかなんです。その新たに経営管理を担ってもらうというのは、この法案にある素材生産者等の林業経営者になるということなんです。

この白い破線の中の、長官が経営管理が不十分とされた、いわゆる森林経営計画の策定がないところの森林、これはいっぱいありますよ。きれいに管理されて、手入れの行き届いた山はたくさんあります。これを十把一からげにして、経営管理が不十分と言い切っているんですかね。長官、いかがですか。

○沖政府参考人 お答えいたします。

今、田村委員がおっしゃられました点線で囲つ

たところ、ここは、林業用に供する、将来的に使っていくところを想定しているわけでございますけれども、この経営計画、その下のまず二百二十万ヘクタールについて述べますと、経営計画は、森林所有者等が一体的なまとまりを持った森林をみずから経営する場合に、市町村森林整備計画に即しまして、森林経営に関する長期的な方針や、森林の主伐、造林、間伐等に関する五カ年の計画を策定しまして、市町村等の認定を受けることができるものでございます。

経営計画策定者が計画を遵守することで適切かつ持続的な森林経営を推進する制度でございますので、経営計画が策定されている森林、これが、森林計画制度により裏打ちされた、確実に集積、集約化された森林でございます。上の白地のところでございますけれども、ここについては、そういう意味におきましては、森林経営計画が策定されていない森林ということになります。市町村長の認定が行われていることになりまして、市町村長の認定が行われていることが担保がされていない森林というふうに考えております。

○田村(貴)委員 いろいろおっしゃいますけれども、この図はこの図だけなんです。二百二十万ヘクタール以外の四百五十万ヘクタールが、一番最初に長官が言われたように、経営管理が不十分と十把一からげにされているわけですよ。その行き着く先というのは、経営管理権が離されるわけなんです。こういう図をつくつたらいかぬです、やはり。またわけのわからないものが出てきた。

資料の二枚目、お配りしています。管理がされていないと言われる範疇に入る森林であります。高知県佐川町の森林、二十ヘクタールで、森林経営計画の対象外であります。管理をしている坂本昭彦さんにお話を聞いてまいりました。政府の言うように集積、集約化されるならば、高性能林業機械を入れなければいけない。償却や維持にもお金がかかることになり、そのため、大量伐採をしなればいけない。高知県は台風も上陸し、とり

過ぎれば風で倒れ、豪雨で崩れる。ちょうどいいあんばいで切るのが大事で、とり過ぎればリスクが増すと。まさにそのとおりだというふうに思います。

こうしたやり方で、森を、森林を維持管理しているところは、日本全国にたくさんあります。こうしたところは全て経営管理を担ってもらわなければいけないということなんでしょうか。

○沖政府参考人 お答えいたします。

本法案におきましては、森林所有者による経営管理が適切に行われていない可能性があり、経営管理権を市町村に集積することが必要かつ適当である森林について、市町村が森林所有者に対し、森林の経営管理の意向に関する調査を行うこととしてございます。

この意向調査によりまして、森林所有者の経営管理の意向を把握して、森林所有者のみずからが、又は委託によりましてですけれども、経営管理を行う意向がある場合は、森林は引き続き森林所有者にお任せし、また、森林所有者が経営管理する意向のない森林について、これにつきましては、市町村が経営管理権を取得できるものとして、市町村でございまして。

○田村(貴)委員 今の長官のお話だったら、この図は完全にうそになっちゃうんですよ。だって、その森林所有者ですよ、この高知県の佐川町の方がですよ、いや、私たちはこれまでも自分で管理しています、森を育てていきますと言っただけけれども、この図でいうと白い部分に属されて、行く先は公的管理か、新たに経営管理を担ってもらうところに行くじゃないですか。だから、この図はおかしいと言っているんですよ。これはどうするんですか。

きょうは時間が限られているので、齋藤大臣、この答弁をずっとされてきたと思うんですけども、今お話を聞いていただいた中で、こういう、機械的そして決めつけ、恣意的な図を出される、これは、全国の森林管理者、所有者の方はどう思われるでしょうかね。私は、大変誤解を与えてしまうし、御立腹されてしまうのではないかと

思うんです。

新たに付け加えられたこの解説では、大変問題であります。これは削除した方がいいと思いますけれども、大臣、お話を聞いておられて、いかがでしょうか。

○沖政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘の図でございしますが、まず、二百二十万ヘクタールの、森林経営計画が策定されている分については、森林行政の確実性を期するという意味では、森林経営計画制度に裏打ちされた、まさに確実に集積されたもの、残りの四百五十万ヘクタール長による担保がされていないということとでございまして、そうした意味におきましては、確実性を持つてこうした印、二百二十万の下、残りということを掲げさせていただいてございまして。

また、御指摘のように、地域によりましては、自伐林家の方で、今、佐川町のこうした例もございまして。こうした例につきましては、今回、四百五十万ヘクタールというふうに出ておりますけれども、林業用としては二百四十万ヘクタールになるんですけれども、我々の方の森林・山村多面的機能発揮対策交付金といったような事業も使っていたというところで、全国で見ても、こういうところはやはり千、二千ヘクタールぐらい確かあるということはあると思います。

○田村(貴)委員 いや、だから、そういうふうないろいろな言われるんだしたら、そういうことを資料に載せるべきなんです。こういう、機械的に、恣意的に「一括して書く」とわからなくなってしまうんですよ。間違いないっちゃうんですよ。これはやはり削除すべきであります。

この新たに経営管理を担ってもらう必要がある、その担い手というのはどういったところなのか。

二月六日に長野県が都道府県に発した、育成を図る林業経営体の選定で選定される林業経営体は、法案の新たな森林管理システムにおける意欲

と能力のある林業経営者となっていくんでしょ。二月六日の発した通知というのは、この法案にある意欲と能力のある林業経営者を指しているのでしょうか。お答えください。

○沖政府参考人 お答えいたします。

本年二月六日付で都道府県等に発出したしました長官通知「林業経営体の育成について」及び経営課長通知「育成を図る林業経営体の選定について」でございまして、林業経営の集積、集約化の受皿の確保が重要であるとの認識に基づきまして、意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の考え方を示したものでございまして。

本通知は、地方自治体に対する技術的助言という位置づけで発出したものでございまして、本法案が成立した場合は、本法に基づきまして経営管理実施権の設定を受け得る民間事業者に係るものとして改めて発出することを検討しているところとでございまして。

なお、本通知では、素材生産の生産量又は生産性のどちらかについて、五年後のおおむね二割以上又は三年後におおむね一割以上、現状から増加させる目標を有していることという規模拡大の考え方を示してございまして、現在の規模そのものの大小を問うていないところでございまして。

○田村(貴)委員 もう、長野県の方から選定してくれと言われて、都道府県の側では選定されているんですよ。

例えば宮崎県。ホームページで、その選定された業者名、全部出ています。長野県長官の長官通知に基づいて選定したので公表しますと。公表されたこの林業経営者、見て驚きましたよ。二十五業者いるんですよ。何と、私がこの間この委員会を取り上げてきた盗伐問題、盗伐をしている業者まで入っておるんですよ。盗伐の現場を所有者が現認し、警察に通報し、警察が来て現認している、そういう事例をやっている盗伐業者まで意欲と能力のある林業経営体とみなされているわけなんです。結果、こういうところに結びつ

けたいためにむちゃなことをやっているわけなんです。大問題だと思いますよ。

森林所有者、林業関係者の意向を十分に聞き入れず、恣意的な数字をつくりました。意欲がないと決めつけられた。そして、多くの所有者が今度と能力がないと決められて、山の手入れを十分に決めている方々も経営管理が十分だとした決めつけられてしまった。この図表はそれを物語っているわけなんです。そして、経営管理権を移されようとしているわけです。しかも、その移され先には、移譲先には盗伐業者まで入っている。

森林経営管理法というのは問題だらけじゃないですか。大臣、いかがですか。私、新たに出されたんだから、ちゃんと見ましたよ。見たら、これはやはりおかしい、この資料は。この資料の撤回とやはり審議のやり直し、求めたいと思いますけれども、大臣、いかがですか。

○伊東委員長 齋藤農水大臣、時間が来ておりますので、簡潔に御答弁ください。

○齋藤農務大臣 資料につきましては長官から説明をさせていただいたとおりでありますし、法案の扱いについては、私の方からのコメントは控えたいと思っております。

○田村(貴)委員 また質疑をします。

きょうは終わります。

○伊東委員長 次に、森夏枝君。

○森(夏)委員 日本維新の会の森夏枝です。本日も質疑をさせていただきます。

日本維新の会では、一昨年の臨時国会ではTPP協定案には賛成の立場をとりました。TPP11が自由貿易の拡充に寄与するかどうかは、これから先、参加各国が自由貿易から得られる優位性をいかに維持するかにかかってくると思います。国内農業への補助についても、単なる補助金にするのではなく、国際競争力を育て上げるものでなければなりません。その点を指摘して、質疑に入らせていただきます。

アメリカがTPPから離脱し、先般、アメリカ抜きでのTPP11について合意しました。アメリカが抜けることで、当初見込んでいたTPPによる経済効果は減るものと考えられますが、なぜアメリカの参加についての働きかけを待たずにTPP11をまとめたのでしょうか。お答えください。

○三田政府参考人 お答え申し上げます。

昨年一月に、米国のトランプ大統領がTPPからの離脱を正式に表明いたしました。それ以降、世界的に保護主義への懸念が高まってきたわけでございますが、そういう中で、十一カ国で議論を行いまして、米国抜きでもTPPを早期に署名、発効させることの重要性について一致いたしました。また、結束を維持し、この三月にチリでの署名に至ったということでございます。

自由で公正な共通ルールに基づく自由貿易体制こそが、世界経済の成長の源泉でございます。TPP11によって二十一世紀型の新しいルールが実現されることは、我が国にとっても、またアジア太平洋地域にとっても画期的な成果であると考えておりまして、十一カ国も同様の認識であると考えています。

○森(夏)委員 日本主導によるTPP11の取りまとめについては、我が国が世界の中で一定の立場を築くことにも一役買っていると思いますが、TPP11の発効を急ぐ意義についても聞かせください。

○三田政府参考人 お答え申し上げます。

現時点では、TPP12、もともとTPPが実現するという保証はどこにもございません。日本といたしましては、まずはTPP11、この早期発効の実現に全力を挙げ、早期にTPP、この持つ戦略的、経済的意義、そしてその効果を実現したいと考えております。その中で、中小企業の海外展開の支援あるいは農林水産業の体質強化策など、TPP等関連政策大綱で取りまとめました施策を着実に実施していくことでこの効果の実現を図りたい、このように考えております。

つ、TPP11を早期に発効させることも通じて、TPPの意義、そしてそれが米国の経済や雇用にとってもプラスになるものであることを引き続き訴えていきたいというふうに考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

次に、農林水産分野について伺います。

TPP11になれば輸出大国のアメリカがいないため、農林水産分野のマイナスの影響もかなり軽減されると思います。一方、有望な輸出相手国が参加しないということでもメリットも減るものと考えますが、プラス、マイナス双方から総合的に見て、先般のTPPの合意、署名についてどのように受けとめておられますでしょうか。

○三田政府参考人 お答え申し上げます。

TPP11は、二十一世紀型の自由で公正な新たな共通ルールをアジア太平洋地域につくり上げ、人口五億人、GDP十兆ドル、貿易総額五兆ドルという巨大な一つの経済圏をつくり出していくものであると認識しております。そこでは、関税削減だけではなく、投資先で技術移転などの不当な要求がなされない、知的財産が適正に保護されるなどのルールが共有されることから、我が国の中堅・中小企業にとっても多くのビジネスチャンスが広がるものと考えております。

自由で公正な共通ルールに基づく自由貿易体制こそが、世界経済の成長の源泉でございます。日本としては、二十一世紀型の新しいルールづくりをリードすることの意味は非常に大きいと考えており、また、それが日本の成長戦略にもつながっていくと考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

次に、今後の農業の構造改革について伺います。

農林水産省では、これまで、TPPによる影響を緩和するため、体質強化策を講じてこられたと思います。先般、アメリカ抜きのTPP11となることで影響は軽減されますが、農業の体質強化は待ったなしです。農業の構造改革については、

アメリカの参加にかかわらず、積極的に進めべきと考えます。効果の検証を行いながら、今後とも農業の構造改革を行うべきと考えますが、御認識を伺います。

○天羽政府参考人 お答え申し上げます。

平成二十七年十月のTPP協定、いわゆるTPP12でございますが、この大筋合意により、我が国の農林水産業は新たな国際環境に入ったと考えております。昨年の十一月にはTPP11の協定の大幅合意に至ったところでございまして、こうした国際環境のもとで、生産者が安心して再生産に取り組むことができまよう、総合的なTPP等関連政策大綱に基づき万全の対策を講じることとしておるところでございます。

この大綱に基づきまして、具体的には、体質強化策ということで、一つには、産地の競争力を強化するための産地パワーアップ事業、畜産、酪農の収益力強化のための畜産クラスター事業、さらには、農地の大区画化や高収益作物への転換を図るための基盤整備事業、それと、我が国農林水産物の輸出額を二〇一九年に一兆円にするという目標達成に向けた輸出拡大対策などの施策を講じておるところでございます。

農林水産省といたしましては、引き続き、新たな国際環境のもとで、農林水産業を成長産業とし、農林漁業者の所得の向上を実現できるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

今後、農家の方々の声もしっかりと取り入れて、対応していただきたいと思っております。

先日の本会議でも少し質疑をさせていただきましたが、TPP対策として導入が検討されているチェックオフ制度は、国内にはない新たな取組であって、農業生産者から強制的に徴収する形で検討されており、心配の声も上がっております。具体的な事業効果についての評価体制や、生産者に対する公平性をどのように担保するのか、大臣の御見解をお伺いします。

○齋藤国務大臣 チェックオフにつきましては、平成二十八年十一月に決定をされました農業競争力強化プログラムにおきまして、チェックオフの法制化を要望する業界においてスキームを決めて、一定程度、七五%以上同意が得られた場合に法制化に着手するとしておるところであります。

現在、これを受け議論しているのは養豚業界だけですが、昨年三月に、養豚の関係団体及び学識経験者で構成される養豚チェックオフ協議会が設立されております。

この協議会で、スキームや事業成果の評価方法、生産者の意見を的確に反映する仕組みなどについて検討が行われているところであります。今後、生産者の意見も踏まえて、さらなる検討が進んでいくものと承知をしております。

農林水産省としては、これらの業界の検討が円滑に進むように、引き続き情報提供や助言を行ってまいりたいと考えています。

○森(夏)委員 ありがとうございます。

まだ議論がされているのは養豚業界だけということですが、生産者の意見を的確に反映するため検討がなされているということですので、引き続き対応をお願いしたいと思っております。

次に、ジビエについて伺います。

四月十八日の農林水産委員会の質疑の際にも、ジビエの利活用に関しましては質問をさせていただきました。齋藤大臣からも大変前向きな御答弁をいただきました。鳥獣被害を農村地域の所得アップにつなげていく取組、マイナスをプラスに変える取組、大変重要だと思っております。

午前中に石川委員からもジビエについての質問がありましたが、捕獲された鳥獣の多くが埋設や焼却によつて処分をされているとお聞きしておりますが、農林水産省で詳しい数字を把握しておりますしたら、ジビエとして利活用されている鳥獣の数、割合等についてお答えください。

○荒川政府参考人 お答え申し上げます。

ジビエの利用についての御質問でございます。

私ども、昨年度に初めて実施をいたしました平成二十八年野生鳥獣資源利用実態調査というものをやらせていただいたところでございます。全国にございます五百六十三の食肉処理加工施設におきまして、ジビエとして活用するために解体された野生鳥獣の解体頭羽数を調べたところでございます。全国で八万九千二百三十頭羽であったところでございます。このうち、鹿が五万五千六百六十八頭、イノシシが二万七千四百七十六頭ということになっておるところでございます。

これを食肉として御利用されている食肉の量で申し上げますと、鹿肉で六百六十五トン、イノシシ肉で三百四十三トンということになっておりまして、全国平均で見ますと、鹿とイノシシのジビエの利用率は約七％ということでございます。

○森夏委員　ありがとうございます。捕獲された鳥獣のほとんどが埋設、焼却処分ということであります。

先日、ジビエ料理のお店をされている方にお会いして、お話を聞いてまいりました。その方は、補助金はもらわず、自分がお店で提供できる数、年間五十頭と狩猟の数を決めているとのことでした。そして、一頭残らず食肉として命をいただいているとおっしゃっておいりました。

高たんぱく、低カロリーのジビエの栄養価についても説明を受けました。また、ジビエは野生ですの、ホルモン剤やビタミン剤などを摂取せず、自然のものだけを食べて大きく育ったジビエは大変体によく、多くの方に食べてほしいとおっしゃられておいりました。

まだまだジビエの認知度も低く、ジビエのよさが伝わっていないとおっしゃられておいりました。ジビエを食べ続け、がんが消えた方もいるそうです。

農林水産省の進められるマイナスをプラスにする取組、ジビエの利用拡大に期待をしております。今後の対策として、平成三十一年度にジビエの利用量を倍増させるといふ政府の目標達成に向け、どのような取組をされるのか、具体的に教えてください。

えてください。

○荒川政府参考人　お答え申し上げます。

今先生から御紹介ございました、ジビエの食肉としての利用でございますけれども、捕獲、搬送段階では、野生鳥獣を捕獲するものですから、畜産業のように一定品質の素材が定時、定量で供給できる体制が整っていないという問題、それから、処理、加工、流通段階では、食肉としての安全性に対する消費者の皆様からの一般的な何となくの懸念というものがあられるわけでございますし、さらに、規格や表示方法が統一されていないということ、川下の業者の方々は使いにくいといったようなお声もあるわけです。そして、何よりも販売段階では、消費者のジビエに対する認知度が低いということが大きな課題になっておるところでございます。

私ども、こういった懸念、課題を克服して、平成三十一年度にジビエの利用量を倍増させるという政府の目標を立てておるところでございます。この目標の実現に向かひまして、例えば、今般新たに導入することとしたしております、国産ジビエ認証の仕組みというものをつくろうと思っております。衛生管理が徹底し、流通のための規格や表示が統一されたような食肉が流通するような加工処理施設を認証していただくという取組でございますけれども、そういったものを構築していただくこと。それから、捕獲から搬送、処理加工、販売施設がしっかりとつながったジビエ利用モデル地区を整備しようと、今全国から十七ほど手が挙がっております。

こういったジビエ利用拡大に向けた取組に對しまして、鳥獣被害防止総合対策交付金により、しっかりと支援をまいりたいと考えておるところでございます。

○森夏委員　ありがとうございます。

しっかりと取り組んでいただきたいと思います。先日、奈良に住んでいる友人から、狩猟免許を

取ろうと考えているという話を聞きました。そして、いろいろ勉強しているそうなのですが、狩猟免許が取れたとしても、やはりさばくところが少なく、また、さばくことが難しいと思うと言っております。

ほかにも、狩猟免許所持者でも、自分でさばくことができず、捕獲をしたらさばくことのできる知人を呼ぶという方のお話も聞きました。

ジビエの利活用の促進のためには、前回の質疑でも取り上げさせていただきましたが、ジビエカーの導入であつたり、自分でさばくことのできない猟師の方には、さばき方を教えるか、さばくことのできる方とうまく連携してもらうことが必要だと思ひます。

また、販売ルートの確保も重要な課題かと思ひます。猟師の方から担い手不足のお話をお聞きしましたが、高齢化だけが問題ではないと感じました。駆除した鳥獣のほとんどを山に捨てて帰るしかないのが現状で、後継者不足の問題があつても、今のままでは子供にも勧められる仕事じゃない、そのようなお話を聞きました。駆除のためとはいへ、この鳥獣を誰か食べてくれたらいいのになと思ひながら、撃つて捨てて、撃つて捨ててを繰り返していると、それに耐えられなくなり、狼をやめてしまう方も少なくないとお聞きしました。人間にとつては有害であつても、動物の命を奪うわけですから、食肉として利活用をする。何度も繰り返しになりますが、マイナスをプラスに変えていく取組、しっかりとお願いしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございます。

○伊東委員長　次に、内閣提出、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣齋藤健君。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○齋藤國務大臣　卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

食品流通におきましては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでおります。

こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、卸売市場につきまして、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、食品流通全体につきまして、物流コストの削減や品質、衛生管理の強化などの流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要であります。

このため、公正な取引環境の確保と、卸売市場を含む食品流通の合理化とを一体的に促進する観点から、この法律案を提出した次第であります。次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

まず、卸売市場法の一部改正であります。

第一に、目的規定において、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めることとしております。

第二に、農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱の禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定することとし

ております。

第四に、国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができることとしております。

次に、食品流通構造改善促進法の一部改正であります。

第一に、目的規定において、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化及び取引の適正化を図るための措置を講ずることを定めることとしております。

第二に、農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質、衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、農林水産大臣は、基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができることとしております。

第四に、農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、指導助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると史料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとしております。

第五に、これらの改正に伴い、法律の題名を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に改めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○伊東委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○伊東委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る二十三日水曜日午後一時、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○伊東委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十二分散会

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律

(卸売市場法の一部改正)

第一条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)

第三章 中央卸売市場(第四条―第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条―第十五条)

第五章 雑則(第十六条・第十七条)

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

附則

第一条中「の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及び」を「が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第

二条第二項に規定する食品等の流通をいう。において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、に、「もつて」を「もつて」に改める。

第二条第二項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第三条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたとき

は、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章第一節から第三節まで及び同章第四節の節名を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

第四十八条第二項中「開設者」を「農林水産大臣」に、「卸売業者若しくは仲卸業者」を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員」を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限り)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項
七 卸売市場の卸売業者に関する事項
八 その他農林水産省令で定める事項
三 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。
四 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。
一 卸売市場の業務の方法
二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項
五 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。
一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。
二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。
三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項と内容とするものであること。
イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別

別的な取扱いをしないこと。
ロ 開設者は、当該卸売市場において取引扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。
ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項（前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。）を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。
四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。
イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法
ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法
五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項と内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引に係る金銭の收受に關する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について

六 決済の確保	当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。	該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に關し、次に掲げる事項を公示するものとする。
イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。	一 開設者の名称及び住所
ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。	二 中央卸売市場の名称
ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。	三 中央卸売市場の位置及び取扱品目
七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。	七 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。
八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。	（欠格事由）
九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。	第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。
六 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該	一 法人でない者
	二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に關する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から

ら二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替えて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつてゐる法人

(変更の認定)

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更(農林水産省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

(中央卸売市場の休止及び廃止)

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四条第一項の認定がその効力を失つたときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があるとき、その開設者に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこととなつたとき。

二 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件を欠くに至つたとき。

三 その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は

第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第二号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

第四十九条から第五十一条まで、第三章第五節、第四章第一節及び第二節、同章第三節の節名並びに第六十七条及び第六十八条を削る。

第四章中第六十九条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

(地方卸売市場の認定)

第十三条 卸売市場であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を都道府県知事に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取引扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参

加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの

せり売又は入札の方法、相對による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げ

る事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定め

られた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

六 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。)に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

七 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

(準用)

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条(第一項第一号に係る部分を除く。)及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第十二条第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

第五章及び第七十二条から第七十五条までを削る。

第六章中第七十六条を第十七条とし、同条の前に次の一条を加える。

(助成)

第十六条 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが同法第六条第二項に規定する認定計画(次項において「認定計画」という。)に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものが認定計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第六章を第五章とする。

第七十七条から第七十九条までを削る。

第八十条中「一」を「い」に改め、同条第二号を削り、同条第一号中「第四十八条第二項又は第六十六条第一項」を「第十二条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」に改め、「又は」の下に「同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)」の規定による「を」を加え、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第四条第七項又は第十三条第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を称した者

第七章中第八十条を第十八条とする。

第八十一条中「第七十七条から前条まで」を

「前条に」、「各本条の罰金刑を」同条の刑に改め、同条を第十九条とする。

第八十二条及び第八十三条を削る。

第七章を第六章とする。

(食品流通構造改善促進法の一部改正)

第二条 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針(第四条)

第二節 食品等流通合理化計画(第五条・第六条)

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務(第七条・第八条)

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務(第九条―第十二条)

第三款 雑則(第十三条―第十五条)

第四節 食品等流通合理化促進機構(第十六条―第二十六条)

第五章 罰則(第三十二条―第三十四条)

附則

第二章を削る。

第一章を次のように改める。

第一章 総則

第一条 この法律は、食品等の流通が農林漁業

者として一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食物品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物(前号に掲げるものを除く。)

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第一号に掲げるものを除く。)であつて、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。

3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために、食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために、食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために、食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

他の措置をいう。

(留意事項)

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるようにすること。

二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

(農林水産省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に關し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等の流通の合理化のための措置」に改める。

第二十一条中「協議しなければならない」を「協議するものとする」に改め、同条第一号中「第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項を」第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第三号中「第十七条」を「第二十二条」に改め、第三章中同条を第二十六条とする。

第二十条第一項中「機構」を「促進機構」に、

「第十一條第一項の指定(以下この条において「指定」という。)」を「指定」に改め、同項第一号中「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

第二十條第一項第三号中「この章を」この節に改め、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第二項中「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第二十五条とする。

第十九條中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八條第一項中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「職員」を「当該職員」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七條中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十二條とする。

第十六條中「機構」を「促進機構」に改め、同条

を第二十一条とする。

第十五条中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十条とする。

第十四条第一項中「機構は、第十二条第一号」を「促進機構は、第十七条第一号」に、「当該業務を」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条とする。

第十三条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「機構」を「促進機構」に改め、同条第一号中「構造改善事業（以下この条を「食品等流通合理化事業（次号）」に、「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

第十二条第六号から第九号までを削り、同条第十号中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に改め、同条を同条第四号とし、同条第十一号を同条第五号とし、同条を第十七条とする。

第十一条第一項中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に、「食品流通構造改善促進機構（以下「機構」を「食品等流通合理化促進機構（以下「促進機構」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定（第二十五条において「指定」という。）に、「機構」を「促進機構」に、「公示しなければならぬ」を「公示するものとする」に改め、同条第三項中「機構」を「促進機構」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「公示しなければならぬ」を「公示するものとする」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の三節及び節名を加える。

第一節 食品等の流通の合理化に関する

る基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の流通の合理化を図る事業（以下「食品等流通合理化事業」という。）を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置
ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置

ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置
ホ イからニまでに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置

二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等流通合理化計画（計画の認定）

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画（以下「食品等流通合理化計画」という。）を作成

し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 食品等流通合理化事業の目標
二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期
三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 基本方針に照らし適切なものであること。
二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。
三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣（次項において「事業所管大臣」という。）に通知するものとする。

5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（計画の変更等）
第六条 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の規定に係る食品等流通合理化計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。）に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

（資金の貸付け）

第七条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とするものに限る。）のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 中小企業者（公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。）その償還期限が十年を超える資金

二 農林漁業者又はその組織する法人（これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。）であつて農林水産省令・財務省令で定めるもの、これらの者が資本市場から調達することが困難な資金
2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還

期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号口、第四十一條第二号、第五十

三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

務

の貸付けの業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務

第十一條第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第七條第一項に規定する業務
第十二條第一項	掲げる業務	掲げる業務及び食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第三十一條第二項第一号口及び第四十一條第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第五十三條	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
第五十八條及び第五十九條第一項	この法律	この法律、食品等流通法
第六十四條第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第七十三條第三号	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金

(債務の保証)

第八條 公庫は、公庫法第十一條の規定にかかわらず、認定事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。)が認定計画に従つて海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)を行うことができる。

2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一條第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

(出資等)

第九條 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号。第十二條において「支援機構法」という。)第二十一條第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者(認定事業者のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下この条において同じ。)に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体(以下「食品等流通合理化事業支

援団体」という。))のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一條に規定する基金をいう。)の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二條第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。)及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置

九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活

動（次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務（食品等流通合理化事業等支援基準）

第十條 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。）の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。）を定めるものとする。

2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（支援決定）

第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、食品等流通合

理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。

2 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（支援機構法の適用）

第十二條 第九條の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一條第一項第十六号、第二十四條、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第二項及び第五項、第四十條、第四十六條、第四十七條並びに第四十八條第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五條第二項の規定は、適用しない。

第六條第一項第六号	業務
第十五條第一項第一	第二十一條第一項第八号

業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。）第九條各号に掲げる業務

第二十一條第一項第八号及び食

号	第十五條第一項第二号	内容	品等流通法第九條第八号
第十五條第三項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九條第一号に規定する支援対象認定事業者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。）	支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九條第一号に規定する支援対象認定事業者（以下「支援対象認定事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体（以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。）及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容
第二十一條第一項第十六号	前各号	前各号及び食品等流通法第九條各号	前各号及び食品等流通法第九條各号
第二十四條第一項	前条第一項	前条第一項又は食品等流通法第十一條第一項	前条第一項又は食品等流通法第十一條第一項
第二十四條第一項第一号	とき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業（食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七條及び第四十條において同じ。）を行わないとき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業（食品等流通法第四條第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七條及び第四十條において同じ。）を行わないとき

第二十四条第一項第二号	とき	とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十四条第一項第三号及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十七条	寄与する事業	寄与する事業及び食品等流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十四条	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十七条	業務	業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務
第三十九条第一項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第二項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第四十条	、対象事業活動 対象事業活動支援団体	、対象事業活動及び食品等流通合理化事業 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体
第四十六条	第三十九条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項

第四十七条	第三十九条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条第五号	第二十五条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

第三款 雑則

(資金の確保)

第十二条 国は、認定計画に従って行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

第三章を第二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。

2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四十六条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供しよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うたに必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社

員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(卸売市場に関する基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の卸売市場法(以下「新卸売市場法」という。)第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第三条 その開設する卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。)について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項

において同じ。)は、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合において、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五号(次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があつた場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条(次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法(次条において「旧卸売市場法」という。)第二条第三項に規定する中央卸売市場(次項において「旧中央卸売市場」という。)又は同条第四項に規定する地方卸売市場(次項において「旧地方卸売市場」という。)に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四条第二項又は第十三条第二項の規定にかかわらず、卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。)の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができる。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付金等に関する経過措置)

第六条 第二条の規定による改正前の食品流通構造改善促進法(以下「旧構造改善法」という。)第六条第一項の規定により施行日前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金並びに当該貸付金に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

第四条 新卸売市場法第五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)(新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第四条第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四条において読み替えて準用する新卸売市場法第十一条第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

(食品流通構造改善促進機構に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧構造改善法第十一条第一項の規定による指定を受けている同項に規定する機構(以下「旧機構」という。)は、施行日において新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

(食品等の流通の合理化に関する基本方針に関する経過措置)

第五条 農林水産大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第二条の規定による改正後の食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(以下「新食品等流通法」という。)第四条の規定の例により、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた食品等の流通の合理化に関する基本方針は、施行日において新食品等流通法第四条の規定により定められたものとみなす。

2 前項の規定により定められた食品等の流通の合理化に関する基本方針は、施行日において新食品等流通法第四条の規定により定められたものとみなす。

3 前項の債務保証契約に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

8 旧機構は、施行日まで、新食品等流通法第十九条の規定の例により、業務規程の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

8 旧機構は、施行日まで、新食品等流通法第十九条の規定の例により、業務規程の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日において新食品等流通法第十九条第一項の認可を受けたものとみなす。

第九号 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第二十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新食品等流通法第二十条第一項の認可を受けたものとみなす。

第十号 農林水産大臣は、旧機構が附則第八条第一項又は前条第一項の規定に違反したときは、附則第七条第一項の規定により受けたものとみなされた新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

(検討)

第十一号 政府は、この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一号において同じ。)の施行後五年を目途として、食品等(新食品等流通法第二条第一項に規定する食品等をいう。以下この条において同じ。)の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

(租税特別措置法の一部改正)

第十二号 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四号の二第二項第十三号ハ及び第六十五号の四第一項第十三号ハを削る。

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置) 第十三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下この条において「新租税特別措置法」という。)第三十四号の二(第二項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧租税特別措置法」という。)第三十四号の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十五(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人(法人税法第二条第十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。)又は当該連結親法人による連結完全支配関係(法人税法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。)にある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十四号 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定	
(一) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数 一件につき九万円
(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第三条第二項前段(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)の認定	認定件数 一件につき一万五千円

第十五号 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

八十五 中央卸売市場の認定	
卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)の中央卸売市場の認定	認定件数 一件につき一万五千円

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六号 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同法第二項の届出」に改める。

七の二十一 都道府県知事

卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同法第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
--

別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。

十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同法第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地価税法の一部改正)

第十七号 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号中「第二条第四項(定義)」

を「第十三条第六項(地方卸売市場の認定)」に改める。
(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律の一部改正)
第十八号 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
目次及び第五章の章名中「卸売市場法等」を「地方住宅供給公社法」に改める。
第四十条から第四十六号までを次のように改める。

第四十条から第四十六条まで 削除
第四十七条の見出しを削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)
第十九条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「食品等流通合理化促進機構の業務の特例」に改め、同条中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第一号中「以下この条」を「次号」に改め、同条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第五十五条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用」に改め、同条中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法第十三条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」に、「以下」を「平成十年法律第九十二号」以下に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十二条第一項」を「第十七条第一項」に、「第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「この章」を「この節」に、「と」を「と」と、同法第三十二条第二号

中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とするに改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第二十条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品」を「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「以下この項」を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法第二十二条第一項第一号に掲げる業務

第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業等経営強化法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二条第三号	第二十四条	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

(食料・農業・農村基本法の一部改正)

第二十一条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。
第四十条第三項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正)
第二十二条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品」を「食品等」に改める。

第二十条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品」を「食品等」に改める。

第二十条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品」を「食品等」に改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)以下「流通業務総合効率化促進法」という。第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率化促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務

第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第二号	この節	この節若しくは流通業務総合効率化促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

第二十一条中、「特定認定総合効率化事業」を、「特定認定総合効率化計画に記載された事業（以下「特定認定総合効率化事業」という。）に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十三条 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法（を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品（食品流通構造改善促進法）を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）」に、「食品を」を「食品等を」に、「以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）第二十一条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務

第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域産業資源活用事業促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正）

第二十四条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例）」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法（を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品（食品流通構造改善促進法）を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）」に、「食品を」を「食品等を」に、「以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。）第二十一条第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域経済牽引事業促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

定により読み替えて適用する第二十四条

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下」食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同項を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第二項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第二号	この節	この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)

第二十六条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下」食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同項を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号。以下「利用促進法」という。)第十一条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第二号	この節	この節若しくは利用促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下」食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「前各号」を「前二号」に改め、同項を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

（中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。）を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食

品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一 附則第十九条の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四条（第一号に係る部分に限る。） 同号

二 附則第二十条の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十一条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

三 附則第二十二條の規定による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

る。 同号

四 附則第二十三条の規定による改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

五 附則第二十四条の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

六 附則第二十五条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

七 附則第二十六条の規定による改正前の米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十一条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

八 前条の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。） 同号

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う調整規定）

第二十九条 施行日が産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日前である場合には、附則第二十条中「第二十二條」とあるのは、「第二十条」と、「第二十二條第一項第一号」と、「第二十二條第一項各号」とあるのは、「第二十条第一項各号」と、「第二十二條第二項」とあるのは、「第二十条第二項」と、前条第二号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。

2 前項の場合において、産業競争力強化法等の一部を改正する法律第三條のうち中小企業等経営強化法第二十条第二項の表第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項の改正規定中「第十三条第一項の項及び第十四条第一項の項」とあるのは「第十八条第一項の項及び第十九条第一

項の項」と、同表第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項第一号の項の改正規定中「第十八条第一項、第十九条及び第二十條第一項第一号の項」とあるのは、「第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号の項」と、同表第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十三条第二号の項の改正規定中「第二十条第一項第四号の項、第二十一条第一号の項、第二十三条第一号の項及び第二十三条第二号の項」とあるのは「第三十二條第二号の項及び第三十二條第三号の項」とする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第三十条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第八号中「卸売市場の整備及び」を削り、「監督」の下に「その他卸売市場」を加える。

（罰則に関する経過措置）

第三十一条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理 由

最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に關し、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。